令和2年11月25日開会

むつ市議会第246回定例会提案理由(1)

ただいま上程されました4議案について、提案理由及び内容の概要を 御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第88号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、市職員の期末手当の支給割合を改定するためのものであります。

次に、議案第89号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例及び議案第90号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、これら2 議案は、特別職職員等の期末手当の支給割合を改定するためのものであ ります。

次に、議案第91号 令和2年度むつ市一般会計補正予算についてでありますが、本案は、3,000万円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、441億8,638万6,000円となります。

まず、歳出についてでありますが、総務費に下北文化会館感染症対策事業費として、新型コロナウイルス感染症対策等の工事に係る設計業務委託に要する経費を計上しております。これは、文化・交流の拠点という重要な役割を担う施設として、地域住民の皆様が安全で安心して快適に利用できるよう、下北地域広域行政事務組合からの委任を受けて下北文化会館を改修するためのものであります。

次に、歳入についてでありますが、国庫支出金に歳出との関連において、補助見込額を計上しております。

以上をもちまして、上程されました4議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げる次第であります。

令和2年11月25日開会

むつ市議会第246回定例会議案(1)

[次

議案第88号	むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第89号	むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第90号	むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
議案第91号	令和2年度むつ市一般会計補正予算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

議案第88号

むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

むつ市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法 第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

提案理由

青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、市職員の期末手当の支給 割合を改定するためのものである。

むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 むつ市職員の給与に関する条例(昭和34年むつ市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の120」に 改める。

第2条 むつ市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項及び第3項中「100分の120」を「100分の122. 5」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第89号

むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方 自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

提案理由

市長、副市長、教育委員会教育長及び公営企業管理者の期末手当の支給割合を改定するためのものである。

むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 むつ市特別職職員の給与に関する条例(昭和34年むつ市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の125」を「100分の120」に、「100分の 162.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の 157.5」を「100分の160」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第90号

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

提案理由

市議会議員の期末手当の支給割合を改定するためのものである。

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年むつ市 条例第64号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の162.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の157.5」を「100分の160」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第91号

令和2年度むつ市一般会計補正予算

令和2年度むつ市一般会計予算を補正することについて、地方自治法第96条第 1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

(予算書別紙)

令和2年度

む つ 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書

むっ市

令和2年度むつ市一般会計補正予算

令和2年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ44,186,386千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗 一郎

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位 千円)

		큵	次					J	項			補正前の額	補正額	計
15.	国	庫	支	出	金							13, 192, 988	30, 000	13, 222, 988
						2.	玉	庫	補	助	金	8, 894, 514	30, 000	8, 924, 514
			歳		入	슽	ì	計				44, 156, 386	30, 000	44, 186, 386

2. 歳 出

(単位 千円)

		款				Į	頁			補正前の額	補 正 額	計
2.	総	務	費							4, 110, 027	30, 000	4, 140, 027
				1.	総	務	管	理	費	3, 511, 098	30, 000	3, 541, 098
		歳	出	É	<u> </u>	計		•		44, 156, 386	30, 000	44, 186, 386

一般会計補正予算に関する説明書

(歳 入)

	款	補正前の予算額	補正予算額	計
1.	市税	5, 748, 575	0	5, 748, 575
2.	地 方 譲 与 税	260, 000	0	260, 000
3.	利 子 割 交 付 金	9, 100	0	9, 100
4.	配 当 割 交 付 金	30, 000	0	30, 000
5.	株式等譲渡所得割交付金	9, 455	0	9, 455
6.	法人事業税交付金	28, 800	0	28, 800
7.	地 方 消 費 税 交 付 金	1, 300, 000	0	1, 300, 000
8.	環境性能割交付金	35, 600	0	35, 600
9.	国 有 提 供 施 設 等 所 在市 町 村 助 成 交 付 金	85, 467	0	85, 467
10.	地 方 特 例 交 付 金	34, 529	0	34, 529
11.	地 方 交 付 税	10, 550, 000	0	10, 550, 000
12.	交通安全対策特別交付金	3, 700	0	3, 700
13.	分 担 金 及 び 負 担 金	129, 134	0	129, 134
14.	使 用 料 及 び 手 数 料	229, 647	0	229, 647
15.	国 庫 支 出 金	13, 192, 988	30, 000	13, 222, 988
16.	県 支 出 金	2, 825, 028	0	2, 825, 028
17.	財 産 収 入	112, 156	0	112, 156
18.	寄 附 金	198, 250	0	198, 250
19.	繰 入 金	1, 835, 426	0	1, 835, 426
20.	諸 収 入	2, 420, 878	0	2, 420, 878
21.	市 債	4, 936, 300	0	4, 936, 300
22.	繰 越 金	181, 353	0	181, 353
	歳 入 合 計	44, 156, 386	30, 000	44, 186, 386

(歳 出) (単位 千円)

				補正前の				補正予算額	類の財源内訳	
		款			補正予算額	計	特	定財	源	一般財源
				予 算 額			国県支出金	地方債	その他	川文 兴7 加示
1.	議	会	費	239, 617	0	239, 617				
2.	総	務	費	4, 110, 027	30, 000	4, 140, 027	30, 000			
3.	民	生	費	15, 792, 823	0	15, 792, 823				
4.	衛	生	費	4, 146, 971	0	4, 146, 971				
5.	労	働	費	34, 377	0	34, 377				
6.	農	林水産業	費	836, 667	0	836, 667				
7.	商	I	費	1, 651, 460	0	1, 651, 460				
8.	±	木	費	1, 499, 967	0	1, 499, 967				
9.	消	防	費	1, 833, 104	0	1, 833, 104				
10.	教	育	費	3, 625, 449	0	3, 625, 449				
11.	公	債	費	5, 545, 799	0	5, 545, 799				
12.	諸	支 出	金	4, 815, 125	0	4, 815, 125				
13.	予	備	費	25, 000	0	25, 000				
	歳	出 合 計	t	44, 156, 386	30, 000	44, 186, 386	30, 000			

歳入

第15款 国庫支出金 第2項 国庫補助金

	国庫補助金						(単位	千円)
目	補正前	補正額	計	負		説	明	
П	の額	出土战	н	区 分	金額	טנ	91	
11 地方創生推 進交付金	713, 149	30, 000		2 地方創生臨 時交付金	30, 000	新型コロナウイルス感染症対応地方 金	創生臨時交付	
計	8, 894, 514	30, 000	8, 924, 514					

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の 額	補正額	計	
	44, 156, 386	30, 000	44, 186, 386	

歳出

第2款 総務費

第1項	[総務管理	費									<u>(</u>)	単位 刊	千円)		
				補正			内言	Я	餌	រ					
	補正前	補正額	計	特	定財	源	_	般			説	明	в I		
	の額	=======================================	ш	国 県 支出金	地方債	その他	財	源	区 分	区分	区分	金額	170		•
42 新型コロ ナウイル ス感 教 策費	14, 236	30, 000	44, 236	30, 000					12 委託料		下北文化会館感染症対策 事業費	Ę			
計	3, 511, 098	30, 000	3, 541, 098	30, 000											

(単位 千円)

				補正	額の	財源	内 訳	
	補正前	補正額	計	特	定財	源	— 般	
歳出合計	の額	州上京	П	国 県 支出金	地方債	その他	財源	
	44, 156, 386	30, 000	44, 186, 386	30, 000				

むつ市議会第246回定例会

条例の一部改正議案参考資料新旧対照表(1)

議案第88号	むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	
	第1条による改正	1
	第2条による改正	1
議案第89号	むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	
	第1条による改正	3
	第2条による改正	3
議案第90号	むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	
	第1条による改正	5
	第2条による改正	5

議案第88号参考資料

むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正

改	正	案		現	行
(期末手当)			(期末手	当)	
第18条 (略)			第18条	(略)	
2 期末手当の額は、期末手		<u>20</u> を乗じて得た額に、	2 期末手	当の額は、期末手当基礎額	頁に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、
基準日以前 6 箇月以内の期	閉間におけるその者の在職	期間の次の各号に掲げる	基準日以	前6箇月以内の期間におり	けるその者の在職期間の次の各号に掲げる
区分に応じ、当該各号に定	Eめる割合を乗じて得た額	とする。	区分に応	じ、当該各号に定める割台	うを乗じて得た額とする。
(1)~(4) (略)			(1)~(4)	(略)	
3 再任用職員に対する前項	項の規定の適用についてん	は、同項中「 <u>100分の</u>	3 再任用	職員に対する前項の規定	の適用については、同項中「 <u>100分の</u>
<u>120</u> 」とあるのは「10) 0分の70」とする。		<u>1 2 5</u>]	とあるのは「100分の7	70」とする。
4~6 (略)			$4 \sim 6$ ((略)	

第2条による改正

	改	正	案	Ŧ	見		行
	(期末手当)			(期末手)	当)		
穿	(略)			第18条	(略)		
2	期末手当の額は、期	末手当基礎額に100分の12	<u>22.5</u> を乗じて得た額	2 期末手	当の額は、期末手当基	をでである	じて得た額に、
	に、基準日以前6箇月	以内の期間におけるその者の右	E職期間の次の各号に掲	基準日以前	前6箇月以内の期間に	こおけるその者の在職期間の次	の各号に掲げる

げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim(4)$ (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の 122.5」とあるのは「100分の70」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) (略)

<u>120</u>」とあるのは「100分の70」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

議案第89号参考資料

むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正

改	正	案		現		行
	斗のほか、むつ市職員の給与k 以下「一般職の給与条例」とい		第3条		のほか、むつ市職員の給与 下「一般職の給与条例」と	
	び寒冷地手当を支給する。たる				寒冷地手当を支給する。た	
	<u>00分の120</u> 」とあるのに 「職員が受けるべき給料の月	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			<u>0分の125</u> 」とあるの0 職員が受けるべき給料の月	
	目額を算出率で除して得た額)				額を算出率で除して得た額	
	及びその給料月額に100分の	の20を超えない範囲内			びその給料月額に100分	の20を超えない範囲内
で市長が定める割合を表	乗じて得た額」とする。 		で市	長が定める割合を乗り	じて得た額」とする。	

第2条による改正

改	正	案		現		行	
(通勤手当等の)			(通勤	手当等の支給)			
第3条 市長等に	は、給料のほか、むつ市職員の給与に	に関する条例(昭和34	第3条	市長等には、給料のほ	ほか、むつ市職員の給	与に関する条例	(昭和34
年むつ市条例第	9号。以下「一般職の給与条例」とい	いう。)の規定に準じて	年むつ	市条例第9号。以下「	「一般職の給与条例」	という。) の規	定に準じて
通勤手当、期末	手当及び寒冷地手当を支給する。たた	どし、一般職の給与条例	通勤手	当、期末手当及び寒冷	が地手当を支給する。	ただし、一般職	の給与条例

第18条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額」とあるのは「給料月額及びその給料月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」とする。

第18条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額」とあるのは「給料月額及びその給料月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」とする。

議案第90号参考資料

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表 第1条による改正

改	正	案		現	行
(期末手当)			(期末手	=当)	
第3条 (略)			第3条 ((略)	
2 前項の期末手当の額	は、基準日現在(退職し、	又は死亡した者にあって	2 前項の	期末手当の額は、基準日	現在(退職し、又は死亡した者にあって
は、退職し、又は死亡し	た日現在) において議長、	副議長及び議員が受ける	は、退職	えし、又は死亡した日現在)	において議長、副議長及び議員が受ける
べき議員報酬の月額及び	ぶその議員報酬の月額に10	0分の20を超えない範	べき議員	負報酬の月額及びその議員報	B酬の月額に100分の20を超えない範
囲内で市長が定める割合	うを乗じて得た額の合計額に	<u>100分の157.5</u> を	囲内で市	i長が定める割合を乗じて得	た額の合計額に <u>100分の162.5</u> を
乗じて得た額に、基準日	日以前6箇月以内の期間にお	けるその者の在職期間の	乗じて得	身た額に、基準日以前6箇月	以内の期間におけるその者の在職期間の
次の各号に掲げる区分に	こ応じ、当該各号に定める	割合を乗じて得た額とす	次の各号	号に掲げる区分に応じ、当	該各号に定める割合を乗じて得た額とす
る。			る。		
(1)~(4) (略)			(1)~(4)	(略)	
3 (略)			3 (略)		

第2条による改正

改	正	案	現	行
(期末手当)			(期末手当)	
第3条 (略)			第3条 (略)	

2 前項の期末手当の額は、基準日現在(退職し、又は死亡した者にあって | 2 前項の期末手当の額は、基準日現在(退職し、又は死亡した者にあって は、退職し、又は死亡した日現在)において議長、副議長及び議員が受ける べき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を超えない範 囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の160を乗じ て得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim(4)$ (略)

3 (略)

は、退職し、又は死亡した日現在)において議長、副議長及び議員が受ける べき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を超えない範 囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の157.5を 乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とす る。

 $(1)\sim(4)$ (略)

3 (略)

むつ市議会第246回定例会提案理由(2)

ただいま上程されました22議案2報告について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第92号 むつ市景観条例についてでありますが、本 案は、本市の魅力あふれる景観の保全及び形成を図り、もって市民生活 の向上及び地域社会の健全な発展に寄与するため制定するものでありま す。

次に、議案第93号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、地方税法施行令の一部改正に準じ、 国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第94号 むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、引用する部分等について、所要の条文整理をするためのものであります。

次に、議案第95号 むつ市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、社会福祉法の一部改正に準じ、本委員会の所掌事務に地域福祉計画の評価等を追加するほか、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第96号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、道路法施行令の一部改正に準じ、市の道路占用料の額を改定するためのものであります。

次に、議案第97号から議案第102号までの指定管理者の指定についてでありますが、これら6議案は、むつ市海と森ふれあい体験館、むつ市心身障害者ふれあいの家、脇野沢瀬野牧野外8施設、地方卸売市場大畑町魚市場、むつ来さまい館外2施設及びむつ市奥薬研修景公園外1施設の管理について、指定管理者を指定するためのものであります。

次に、議案第103号 指定管理者の指定の変更についてであります

が、本案は、むつ市ウェルネスパークの指定管理者の指定の期間を変更 するためのものであります。

次に、議案第104号 下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び下北地域広域行政事務組合規約の変更に関する協議についてでありますが、本案は、下北地域広域行政事務組合から下北文化会館の移譲を受けるため、同組合で共同処理する事務を変更し、組合規約を変更することについて、関係町村と協議するものであります。

次に、議案第105号 下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議についてでありますが、本案は、下北地域広域行政事務組合で共同処理する事務の変更に伴い、下北文化会館に係る財産の処分について、関係町村と協議するためのものであります。

次に、議案第106号 市道路線の認定についてでありますが、本案は、整備が完了した市有道路について、3路線を市道として認定するためのものであります。

次に、議案第107号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについてでありますが、本案は、本年12月14日をもって任期が満了となります齊藤秀人氏を再任いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第108号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき 同意を求めることについてでありますが、本案は、本年12月19日を もって任期が満了となります田中志昌氏を再任いたしたく、提案するも のであります。

次に、議案第109号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき 同意を求めることについてでありますが、本案は、来年1月15日をも って任期が満了となります宮浦雅子氏の後任として長岡俊成氏を選任い たしたく、提案するものであります。

この度の任期をもちまして勇退されます宮浦氏は、就任以来12年の

長きにわたり市の教育行政の要として御尽力されました。ここに宮浦氏の功績をたたえるとともに、心から感謝の意を表するものであります。

次に、議案第110号 令和2年度むつ市一般会計補正予算についてでありますが、本案は、7億3,132万2,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、449億1,770万8,000円となります。

まず、歳出の主なものについてでありますが、各款にわたり職員の配置替え等に伴う人件費の増減調整をしております。

次に、民生費には、前年度の生活保護費国庫負担金の精算に伴う返還 金の計上をしております。

次に、商工費では、新型コロナウイルス感染症の影響により市内中小企業の融資利用が増加していることから、融資に係る信用保証料を補給するため、中小企業経営安定化支援事業費を増額しております。

次に、土木費には、官民連携により金谷公園を整備するため、金谷公園官民連携まちづくり推進事業費を計上しております。

次に、教育費には、苫生小学校の空調設備改修に係る小学校大規模改修事業費を計上しております。

続きまして、歳入の主なものについてでありますが、地方交付税に普通交付税を増額しておりますほか、国・県支出金には歳出との関連において補助見込額を計上しております。

また、橋梁長寿命化修繕事業について、継続費の追加をしております ほか、年度内に事業の完了が見込めないことから小学校大規模改修事業 について、繰越明許費を設定しております。

なお、むつ市心身障害者ふれあいの家外 1 6 施設の指定管理料及び市 道等維持事業について、債務負担行為を追加しております。

次に、議案第111号 令和2年度むつ市国民健康保険特別会計補正 予算についてでありますが、本案は、新型コロナウイルス感染症の影響 により一定程度収入が減少した方に対して国民健康保険税を減免するこ とに伴い、歳入において、国民健康保険税を減額し、その同額を国から の補助見込額として国庫支出金に計上するものであります。

次に、議案第112号 令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計補 正予算についてでありますが、本案は、青森県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療に関する条例の一部改正による後期高齢者医療保険料の 変更等に伴う1,282万円の増額補正でありまして、これにより補正 後の歳入歳出予算総額は、6億741万9,000円となります。

次に、議案第113号 令和2年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてでありますが、本案は、介護保険制度の改正による介護保険事務処理システムの改修等に伴う751万8,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、67億5,382万4,000円となります。

次に、報告第20号についてでありますが、これは、令和2年9月 21日むつ市仲町地内の市道において発生した自動車損傷事故に係る和 解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任を頂いていると ころにより、専決処分したものであります。

次に、報告第21号についてでありますが、これは、令和2年度むつ市一般会計補正予算でありまして、来年1月の成人式に出席予定の新成人の皆様に対し、事前にPCR検査キットを無償配布し検査を受けていただくことにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、出席者だけではなく市民の皆様にも安全・安心な形で成人式を開催するため、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました22議案2報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして 御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決、御同意及び御承認賜りま すようお願い申し上げる次第であります。

むつ市議会第246回定例会議案(2)

議案第	9 2	2 号	むつ市景観条例	1
議案第	9 :	3 号	むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	9
議案第	9 4	4 号	むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係 る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条 例	13
議案第	9 !	5 号	むつ市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例	15
議案第	9 (6号	むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	17
議案第	9	7号	指定管理者の指定について (むつ市海と森ふれあい体験館)	21
議案第	9 8	8 号	指定管理者の指定について (むつ市心身障害者ふれあいの家)	23
議案第	9 9	9号	指定管理者の指定について (脇野沢瀬野牧野外8施設)	25
議案第1	0 (0 号	指定管理者の指定について (地方卸売市場大畑町魚市場)	27
議案第1	0	1号	指定管理者の指定について	
			(むつ来さまい館外2施設)	29
議案第1	0 2	2号	指定管理者の指定について (むつ市奥薬研修景公園外1施設)	31
議案第1	0 3	3号	指定管理者の指定の変更について (むつ市ウェルネスパーク)	33
議案第1	0 4	4 号	下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び 下北地域広域行政事務組合規約の変更に関する協議につい て	35
議案第1	0 !	5号	下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴 う財産処分に関する協議について	37
議案第1	0 (6 号	市道路線の認定について	39
議案第1	0	7号	むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることにつ いて	43
議案第1	0 8	8号	むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求める ことについて	45
議案第1	0 9	9 号	むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求める ことについて	47
議案第1	1 (0 号	令和2年度むつ市一般会計補正予算	49

議案第1	1 1 号	令和 2 年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算	51
議案第1	12号	令和 2 年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算	53
議案第1	13号	令和 2 年度むつ市介護保険特別会計補正予算	55
報告第	2 0 号	専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	57
報告第	2 1号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和2年度むつ市一般会計補正予算)	61

議案第92号

むつ市景観条例

むつ市景観条例を次のように定めたいので、地方自治法第96条第1項第1号の 規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

提案理由

本市の魅力あふれる景観の保全及び形成を図り、もって市民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与するためのものである。

むつ市景観条例

目次

第1章 総則(第1条 第5条)

第2章 良好な景観の形成に関する施策

第1節 景観計画(第6条)

第2節 行為の制限等(第7条 第15条)

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等(第16条 第19条)

第4節 景観形成に関する支援(第20条)

第3章 雑則(第21条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の良好な景観の形成に関する市、市民及び事業者の責務 を明らかにするとともに、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づく景観計画の策定、行為の制限等に関し必要な事項を定める ことにより、本市の魅力あふれる景観の保全及び形成を図り、もって市民生活の 向上及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。 (市の責務)
- 第3条 市は、法第2条に規定する基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。
- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。
- 3 市は、公共施設の建設その他の公共事業を行う場合は、良好な景観の形成について、 れて、 先導的役割を果たさなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、自主的か つ積極的に良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成 に関する施策に協力しなければならない。 (事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動及び施設が景観の重要な構成要素であることを 認識し、事業活動を行うに当たっては、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に 努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければ ならない。

第2章 良好な景観の形成に関する施策

第1節 景観計画

(景観計画の策定)

- 第6条 市長は、法第8条第1項の規定に基づき、景観計画を定めるものとする。
- 2 市長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条に定める手続によるほか、 あらかじめ、むつ市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かな ければならない。
- 3 前項の規定は、景観計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について 準用する。

第2節 行為の制限等

(大規模行為等)

第7条 この条例において「大規模行為」とは、次に掲げる行為をいう。

建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観の変更をすることとなる修 繕、模様替若しくは色彩の変更で、規則で定める規模を超えるもの

規則で定める工作物(建築物を除く。)の新設、増築、改築若しくは移転又は外観の変更をすることとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更で、規則で定める規模を超えるもの

開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。)で、規則で定める規模を超えるもの

土石の採取又は鉱物の採掘で、規則で定める規模を超えるもの

土地の形質の変更(開発行為、土石の採取及び鉱物の採掘を除く。)で、規則で定める規模を超えるもの

屋外における土石、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源その他の物件の堆積で、規則で定める規模を超えるもの

水面の埋立て又は干拓で、規則で定める規模を超えるもの

2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、前項第4号から第7号までに 掲げる行為とする。

(大規模行為をする者の責務)

第8条 景観計画区域内において大規模行為をする者は、当該大規模行為が、法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として景観計画に定められた大規模行為に係る同条第4項第2号に規定する基準として必要な制限(以下「大規模行為景観形成基準」という。)に適合するよう努めなければならない。

(大規模行為の届出)

- 第9条 景観計画区域内において大規模行為をしようとする者は、法第16条第1 項の規定に基づき、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、規則で定める 事項を変更しようとするときは、法第16条第2項の規定に基づき、規則で定め るところにより、市長に届け出なければならない。

(適合通知)

- 第10条 市長は、前条の規定による届出(以下「大規模行為届」という。)があった場合に、当該大規模行為届に係る行為が良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、当該大規模行為届をした者に対し、規則で定めるところにより、その旨を通知するものとする。
- 2 前項に規定する通知を受けた者は、法第18条第1項の規定にかかわらず、通知を受けた日から当該大規模行為届に係る行為に着手することができる。

(届出の適用除外)

第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

法第16条第1項第1号から第3号までに規定する行為で、大規模行為に該当しないもの

通常の管理行為又は軽易な行為で、規則で定めるもの 法令に基づく許可、認可、届出等を要する行為で、規則で定めるもの その他規則で定める行為

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項の条例で定める行為は、第7条第1項第1号及び第2 号に掲げる行為とする。 (助言又は指導)

第13条 市長は、大規模行為届に係る行為について、良好な景観の形成のために 必要があると認めるときは、当該大規模行為届をした者に対し、必要な措置を講 ずるよう助言又は指導を行うことができる。

(勧告等の手続)

- 第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くことができる。
- 2 市長は、前項の勧告又は命令を受けた者がこれに従わないときは、規則で定めるところにより、その内容を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告 又は命令を受けた者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものと する。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を 聴くことができる。

(無届大規模行為者に係る措置)

- 第15条 市長は、大規模行為届をすべき者が大規模行為届をしないで大規模行為 に着手したときは、その者に対し、当該大規模行為の種類、場所、設計又は施行 方法、施行日程その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 市長は、前項の報告等により無届大規模行為者(大規模行為届をしないで大規模行為に着手した者をいう。以下同じ。)に係る大規模行為が、大規模行為景観形成基準に適合しないことが明らかになった場合において、良好な景観の形成を図る上で著しい支障があると認めるときは、当該無届大規模行為者に対し、書面により、当該大規模行為を大規模行為景観形成基準に適合させるために必要な措置をとるよう勧告することができる。
- 3 前条第1項の規定は前項の規定による勧告をしようとする場合について、同条第2項及び第3項の規定は前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかった場合について準用する。

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等

(景観重要建造物の指定)

- 第16条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を公示しなければならな

610

3 前 2 項の規定は、法第 2 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による景観重要建造物の 指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第17条 法第25条第2項の景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

景観重要建造物の外観について、腐食その他の劣化を防止する措置を講ずる こと。

消火器その他の必要な消火設備を設けること。

前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために市長が必要と認める措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定)

- 第18条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようと するときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 市長は、景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指 定の解除について準用する。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第19条 法第33条第2項の景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりと する。

景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病害虫の予防又は駆除の措置を講ずること。

景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な措置を講ずること。

前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の管理のために市長が必要と認める措置を講ずること。

第4節 景観形成に関する支援

(支援)

第20条 市長は、良好な景観の形成に寄与する活動、建築行為等を行う者及び景 観重要建造物又は景観重要樹木の所有者等に対し、景観形成に関する情報の提供、 技術的支援その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

第3章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規 則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から市の景観計画の効力が生ずる日の前日までの間は、法の規定により青森県が定めた景観計画(むつ市の区域に係る部分に限る。)を市の景観計画とみなす。

議案第93号

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

むつ市国民健康保険税条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

提案理由

地方税法施行令の一部改正に準じ、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、所要の条文整備をするためのものである。

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

むつ市国民健康保険税条例(平成19年むつ市条例第43号)の一部を次のよう に改正する。

第23条第1号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に属す る国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前 年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第 33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所 得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を 超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係 る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税 法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する 公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金 等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公 的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する 者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。) が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に 10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同条第2号及び第3号中 「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被 保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、 43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を 加算した金額)」に改める。

附則第8項中「所得税法(昭和40年法律第33号)」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「とする。)」」を「とする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後のむつ市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後

の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税 については、なお従前の例による。

議案第94号

むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、引用する部分等について、所要の条文整理をするためのものである。

むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例(平成19年むつ市条例第42号)の一部を次のように改正する。 第1条中「第24条」を「第25条」に改める。

第2条中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第95号

むつ市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例

むつ市地域福祉計画策定委員会条例の一部を次のように改正したいので、地方自 治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

提案理由

社会福祉法の一部改正に準じ、本委員会の所掌事務に地域福祉計画の評価等を追加するほか、所要の条文整備をするためのものである。

むつ市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例

むつ市地域福祉計画策定委員会条例(平成28年むつ市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「策定するため」を「策定し、及びその実施を推進するため」に改める。 第2条中「地域福祉計画の策定及び変更について必要な審議をし、その結果を答 申する」を「次に掲げる事項について調査審議する」に改め、同条に次の各号を加 える。

地域福祉計画の策定及び変更に関すること。

地域福祉計画の評価及び進行管理に関すること。

前2号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関すること。

第4条第1項に次の1号を加える。

公募による市民

第4条第3項を次のように改める。

3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第96号

むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

むつ市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

提案理由

道路法施行令の一部改正に準じ、市の道路占用料の額を改定するためのものである。

むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

むつ市道路占用料徴収条例(昭和44年むつ市条例第6号)の一部を次のように 改正する。

	Г			Г				·
		3	300円			4	420円	
		4	470円			(5 5 0 円	
		6	5 3 0 円			8	3 8 0 円	
	w * +	2	270円	<u> </u>		3	3 8 0 円	
万	削表中	۷	440円	を		(5 1 0 円	に、
		6	500円			8	3 3 0 円	
			2 7円				3 8 円	
			3 円				4 円	
Г			Г	J				, Т
•	2	270円			3 7	0円		
	,	160円			2 3	0 円		
		5 4 0 円			7 6	0 円		
	2	2 3 0 円			3 2	0 円		
	6	5 7 0 円			9 6	0 円		
	Ę	5 4 0 円			7 6	0円		
		11円			1	6円		
		16円			2	3 円		
		2 4円			3	4円		
		3 3 円			4	5 円		
		4 9 円			6	8 円		
		6 5 円			9	1円		

1 1		İ	Ī
1 1 0 円		160円	
160円		2 3 0 円	
3 3 0 円		450円	
5 4 0 円	を	760円	に改める。
7円		10円	
6 7 円		96円	
6 7 円		96円	
670円		960円	
4 4 0 円		6 1 0 円	
7円		10円	
6 7 円		96円	
7 円		10円	
6 7 円		96円	
670円		960円	
3 4 0 円		480円	
5 4 0 円		760円	
Aに0.034 を乗じて得た額		A に 0 . 0 3 3 を乗じて得た額	
6 7円		9 6 円	
5 4 円		7 6 円	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の許可に係る占用料について適用し、同日前の占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。

議案第97号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2 第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

提案理由

むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者を指定するためのものである。

- 1 公の施設の名称 むつ市海と森ふれあい体験館
- 2 指定管理者として指定する団体 むつ市川内町川内477番地 特定非営利活動法人シェルフォレスト川内 理事長 内 田 征 吾
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第98号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2 第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

提案理由

むつ市心身障害者ふれあいの家の指定管理者を指定するためのものである。

- 1 公の施設の名称 むつ市心身障害者ふれあいの家
- 2 指定管理者として指定する団体 むつ市大畑町湊村82番地3 一般社団法人りあん 理事長 中 面 直 美
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第99号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2 第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

提案理由

脇野沢瀬野牧野外8施設の指定管理者を指定するためのものである。

- 1 公の施設の名称
 - 脇野沢瀬野牧野
 - 脇野沢滝山牧野
 - 脇野沢源藤城牧野
 - むつ市営瀬野畜舎
 - むつ市営滝山畜舎
 - むつ市営源藤城畜舎
 - むつ市わきのさわ鯛島の館
 - むつ市脇野沢体験農園
 - むつ市脇野沢リフレッシュセンター鱈の里
- 2 指定管理者として指定する団体
 - むつ市脇野沢七引201番地5
 - 一般社団法人むつ市脇野沢農業振興公社
 - 理事長 二本柳 茂
- 3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第100号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2 第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

提案理由

地方卸売市場大畑町魚市場の指定管理者を指定するためのものである。

- 1 公の施設の名称地方卸売市場大畑町魚市場
- 2 指定管理者として指定する団体むつ市大畑町湊村191番地大畑町漁業協同組合代表理事組合長 田 髙 利 美
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第101号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2 第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

提案理由

むつ来さまい館外2施設の指定管理者を指定するためのものである。

- 1 公の施設の名称
 - むつ来さまい館
 - むつ下北観光物産館
 - むつ市イベント広場
- 2 指定管理者として指定する団体
 - むつ市小川町二丁目11番4号
 - むつ商工会議所

会頭 其 田 桂

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第102号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2 第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

提案理由

むつ市奥薬研修景公園外 1 施設の指定管理者を指定するためのものである。

- 1 公の施設の名称
 - むつ市奥薬研修景公園
 - むつ市営薬研温泉露天風呂
- 2 指定管理者として指定する団体むつ市大畑町本町80番地94大信産業有限会社代表取締役畑中 祐美子
- 3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第103号

指定管理者の指定の変更について

次のとおり公の施設の指定管理者の指定を変更したいので、地方自治法第244 条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

提案理由

むつ市ウェルネスパークの指定管理者の指定の期間を変更するためのものである。

- 1 公の施設の名称
 むつ市ウェルネスパーク
- 2 指定管理者として指定する団体むつ市大湊新町37番12号山内土木株式会社代表取締役 山 内 将 邦

3 指定の期間

変更前 平成26年4月1日から令和3年3月31日まで 変更後 平成26年4月1日から令和4年3月31日まで 議案第104号

下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び下北地域広域行政 事務組合規約の変更に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、下北地域広域行政事務組合規約の一部を変更する規約を次のとおり定めることについて、関係町村と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

提案理由

下北地域広域行政事務組合から下北文化会館の移譲を受けるため、同組合で共同 処理する事務を変更し、組合規約を変更することについて協議するものである。

下北地域広域行政事務組合規約の一部を変更する規約について

下北地域広域行政事務組合規約(平成元年青森県指令第1322号)の一部を次のように変更する。

第3条の表を次のように改める。

1 消防(消防団事務を除く。)に関する事務 2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務 3 障害児入所施設の設置及び管理運営に関する事務 4 知的障害者更生施設に係る組合債の償還に関する事務 5 下北地域一般廃棄物等処理施設の設置及び管理運営に関する事務	むつ市 大間町 東通村 風間浦村 佐井村
6 し尿処理場の設置及び管理運営に関する事務 7 し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務 8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第 137号)に基づくし尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬又は処分 を業とする者の許可に関する事務 9 浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく浄化槽の清掃 を業とする者の許可に関する事務	む大東風佐野横六 市町村村村町 大東風が明明 が サカッツ が で かんり

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

議案第105号

下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、下北地域広域 行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分を、別紙のとおり定めるこ とについて、関係町村と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決 を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

提案理由

下北地域広域行政事務組合で共同処理する事務の変更に伴い、下北文化会館に係る財産の処分について協議するためのものである。

別紙

下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、下北地域広域 行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、下記のとおり定 める。

記

下北地域広域行政事務組合複合文化施設の財産は、全てむつ市に無償で帰属させる。

令和 年 月 日

むつ市長 大 間 町 長 東 通 村 長 風間 浦村長 佐 井 村 長 野辺地町長 横浜 町 長 六 ヶ 所 村 長 議案第106号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

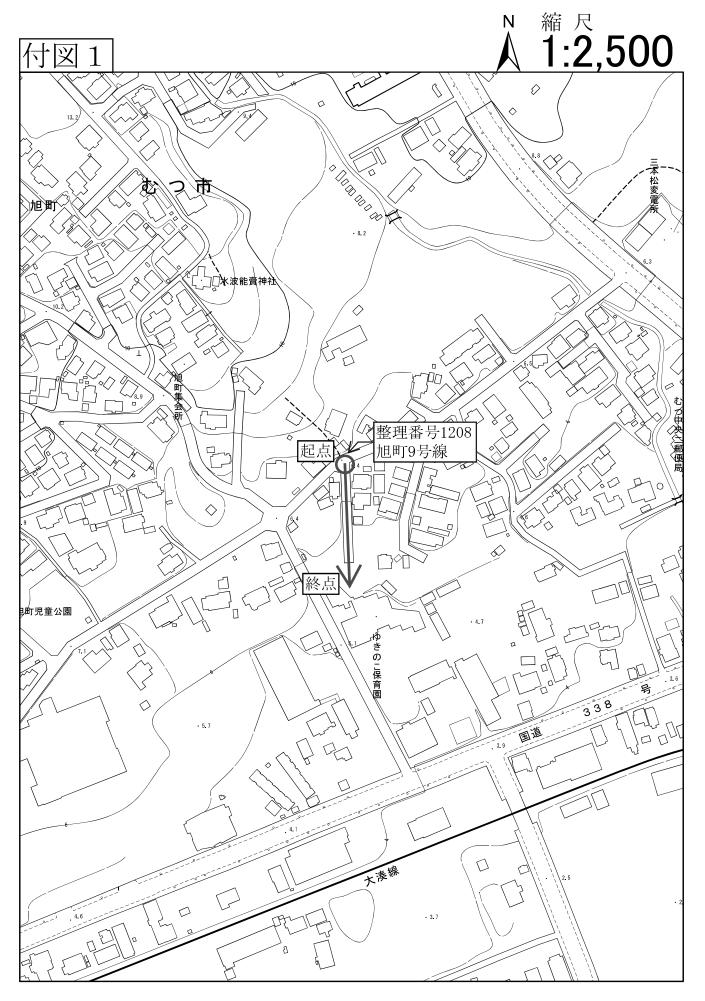
令和2年11月25日提出

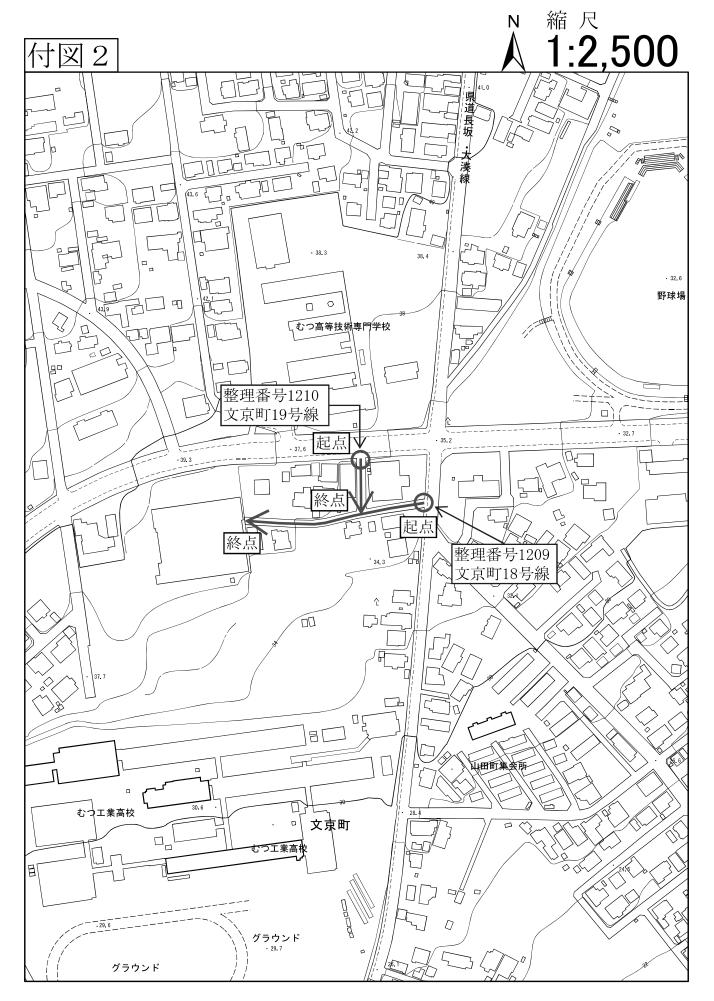
むつ市長 宮 下 宗一郎

提案理由

整備が完了した市有道路について、3路線を市道として認定するためのものである。

付図	整 理	D ⁄ 2	線	47	起	点	重	要	な
対照番号	番号	路	線名	終	点	経	過	地	
1	1208	旭町 9	二 始		むつ市旭町71番	₹ 3			
'	1200		与脉		むつ市旭町71番	≨ 1			
2	1209	文京町	105	三名白	むつ市文京町32	20番3			
2	1209	又示则	102	一 松	むつ市文京町32	20番11			
2	1210	文京町	1 0 5	三4白	むつ市文京町 3 2	20番25			
2	1210	久示町	197	コが水	むつ市文京町32	20番25			





議案第107号

むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについて

むつ市監査委員に次の者を選任することについて、地方自治法第196条第1項 の規定により、議会の同意を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

識見者 齊藤秀人

提案理由

むつ市監査委員の齊藤秀人委員の任期が本年12月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第108号

むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市教育委員会の委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織 及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

た なか ゆき まさ 田 中 志 昌

提案理由

むつ市教育委員会の田中志昌委員の任期が本年12月19日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第109号

むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市教育委員会の委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織 及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

taが abか しゅん じょう 長 岡 俊 成

提案理由

むつ市教育委員会の宮浦雅子委員の任期が来年1月15日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第110号

令和2年度むつ市一般会計補正予算

令和2年度むつ市一般会計予算を補正することについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

議案第111号

令和2年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算

令和2年度むつ市国民健康保険特別会計予算を補正することについて、地方自治 法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

議案第112号

令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算を補正することについて、地方自 治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

議案第113号

令和2年度むつ市介護保険特別会計補正予算

令和2年度むつ市介護保険特別会計予算を補正することについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

報告第20号

専決処分した事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

提案理由

自動車損傷事故について、和解し、損害賠償の額を定めたものである。

むつ市専決第14号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年11月6日

むつ市長 宮 下 宗一郎

和解及び損害賠償の額を定めることについて

自動車損傷事故について、	次のとおり和解し	指実腔償の額を定める
口 判 牛 沢 肉 芋 以 に ノ い し 、		

1	和解の相手方
2	和解の内容
	市は、令和2年9月21日むつ市仲町地内の市道において、舗装版の管理の
	不備により発生した事故によって、 所有の自動車が損傷したことによ
	り生じた損害の賠償金として、71,720円を同人に対して支払う。
	上記以外に市ととの間に債権及び債務が一切存在しないことを確認
	する。
	市及びは、今後本件に関しては、異議を申し立てない。

3 損害賠償の額 71,720円

報告第21号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗一郎

むつ市専決第15号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年11月13日

むつ市長 宮 下 宗一郎

(予算書別紙)

令和2年度

む つ 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書

むっ市

令和2年度むつ市一般会計補正予算

令和2年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ731,322千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ44,917,708千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、 「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和2年11月25日提出

むつ市長 宮 下 宗 一郎

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳 入

		蒜	次					J	項			補正前の額	補 正 額	計
11.	地	方	交	付	税							10, 550, 000	390, 497	10, 940, 497
						1.	地	方	交	付	税	10, 550, 000	390, 497	10, 940, 497
15.	国	庫	支	出	金							13, 222, 988	48, 792	13, 271, 780
						2.	玉	庫	補	助	金	8, 924, 514	48, 792	8, 973, 306
16.	県	支		出	金							2, 825, 028	△ 13, 493	2, 811, 535
						1.	県	負	,	担	金	1, 483, 899	△ 13, 493	1, 470, 406
21.	市				債							4, 936, 300	305, 526	5, 241, 826
						1.	市				債	4, 936, 300	305, 526	5, 241, 826
			歳		入	台	ì	計				44, 186, 386	731, 322	44, 917, 708

2. 歳 出 (単位 千円)

		 款								補正前の額	補 正 額	計
1.	議						-			239, 617	- M - L - IS 58	239, 675
١.	ī我	五	貝	1	==		会		費	239, 617	58	
2.	総	 務		1.	議		云		貝	4, 140, 027	403, 720	239, 675
۷.	쨘	199	費	_	4//	3∕7	<u>/-/</u>	TER	弗			4, 543, 747
				1.	総	務	管	理	費	3, 541, 098	409, 141	3, 950, 239
				2.	徴	# D =	税		費	330, 326	△ 4, 930	325, 396
				3.		籍住民		本 台 帳		142, 093	△ 3, 722	138, 371
				4.	選	=1	挙		費	34, 359	2, 890	37, 249
				5.	統	<u>計</u>	調		費	52, 250	591	52, 841
				6.	監		委	員	費	39, 901	△ 250	39, 651
3.	民	生	費							15, 792, 823	10, 843	15, 803, 666
				1.	社	会	福	祉	費	8, 095, 678	△ 44, 133	8, 051, 545
				2.	老	人	福	祉	費	1, 308, 552	△ 28, 517	1, 280, 035
				3.	児	童	福	祉	費	3, 820, 692	△ 5, 083	3, 815, 609
				4.	生	活	保	護	費	2, 567, 901	88, 576	2, 656, 477
4.	衛	生	費							4, 146, 971	△ 13, 216	4, 133, 755
				1.	保	健	衛	生	費	2, 226, 812	△ 13, 499	2, 213, 313
				2.	清		掃		費	1, 920, 159	283	1, 920, 442
6.	農	林 水 産	業費							836, 667	△ 10,078	826, 589
				1.	農		業		費	226, 884	△ 9,711	217, 173
				2.	畜	産		業	費	93, 647	1, 146	94, 793
				4.	水	産		業	費	471, 451	△ 1,513	469, 938
7.	商	エ	費							1, 651, 460	15, 523	1, 666, 983
				1.	商		エ		費	1, 651, 460	15, 523	1, 666, 983
8.	±	木	費							1, 499, 967	10, 862	1, 510, 829
				1.	土	木	管	理	費	285, 110	△ 5, 138	279, 972
				2.	道	路 橋	IJ	ょう	費	822, 167	0	822, 167
				5.	都	市	計	画	費	123, 880	16, 000	139, 880
9.	消	防	費							1, 833, 104	9, 739	1, 842, 843
				1.	消		防		費	1, 833, 104	9, 739	1, 842, 843
10.	教	育	費							3, 625, 449	303, 871	3, 929, 320
				1.	教	育	総	務	費	689, 784	2, 170	691, 954
				2.	小	学		校	費	569, 662	297, 307	866, 969
				3.	中	学		校	費	431, 445	△ 1,644	429, 801
				4.	社	会	教	育	費	415, 196	△ 703	414, 493
				5.	保	健	体	育	費	1, 519, 362	6, 741	1, 526, 103
		歳	出	<u></u> 合		計				44, 186, 386	731, 322	44, 917, 708

第2表

継 続 費 補 正

(追 加) (単位 千円) 補 正 後 款 項 事 業 名 総額 年 度 年割額 57, 466 令和2年度 8. 土木費 259, 240 64, 289 2. 道路橋りょう費 橋梁長寿命化修繕事業 令和3年度 137, 485 令和4年度

第3表

繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金額
10. 教 育 費	2. 小 学 校 費	小学校大規模改修事業	295,751千円

第4表

債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
むつ市心身障害者ふれあいの家指定管理料	令和3年度から 令和5年度まで	8,464千円
脇野沢瀬野牧野外2施設、むつ市営瀬野畜舎外2施設、 むつ市わきのさわ鯛島の館、むつ市脇野沢体験農園、む つ市脇野沢リフレッシュセンター鱈の里指定管理料	令和3年度から 令和7年度まで	93, 456千円
むつ来さまい館、むつ下北観光物産館、むつ市イベント 広場指定管理料	令和3年度から 令和7年度まで	276,500千円
むつ市奥薬研修景公園、むつ市営薬研温泉露天風呂指定 管理料	令和3年度から 令和5年度まで	23,040千円
市道等維持事業	令和2年度から 令和3年度まで	25,500千円
むつ市海と森ふれあい体験館指定管理料	令和3年度から 令和5年度まで	18,075千円
むつ市ウェルネスパーク指定管理料	令和3年度	116,879千円

第5表

地 方 債 補 正

<u>(変 史)</u>								
		補コ	E 前			補」	E 後	
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政対策 道路橋りょう整備 小学校整備	千円 610, 000 194, 700 65, 900	普通貸借	5.0%以内 (ただしし方 率見る借いし方 によお直 にお見 の利率)		千円 632, 526 206, 700 336, 900		補正前と同じ	補正前と同じ
追加及び変更後の累計	4, 936, 300				5, 241, 826			

一般会計補正予算に関する説明書

(歳 入)

	款	補正前の予算額	補正予算額	計
1.	市税	5, 748, 575	0	5, 748, 575
2.	地 方 譲 与 税	260, 000	0	260, 000
3.	利 子 割 交 付 金	9, 100	0	9, 100
4.	配 当 割 交 付 金	30, 000	0	30, 000
5.	株式等譲渡所得割交付金	9, 455	0	9, 455
6.	法人事業税交付金	28, 800	0	28, 800
7.	地 方 消 費 税 交 付 金	1, 300, 000	0	1, 300, 000
8.	環境性能割交付金	35, 600	0	35, 600
9.	国 有 提 供 施 設 等 所 在市 町 村 助 成 交 付 金	85, 467	0	85, 467
10.	地 方 特 例 交 付 金	34, 529	0	34, 529
11.	地 方 交 付 税	10, 550, 000	390, 497	10, 940, 497
12.	交通安全対策特別交付金	3, 700	0	3, 700
13.	分 担 金 及 び 負 担 金	129, 134	0	129, 134
14.	使 用 料 及 び 手 数 料	229, 647	0	229, 647
15.	国 庫 支 出 金	13, 222, 988	48, 792	13, 271, 780
16.	県 支 出 金	2, 825, 028	△ 13, 493	2, 811, 535
17.	財 産 収 入	112, 156	0	112, 156
18.	寄 附 金	198, 250	0	198, 250
19.	繰 入 金	1, 835, 426	0	1, 835, 426
20.	諸 収 入	2, 420, 878	0	2, 420, 878
21.	市 債	4, 936, 300	305, 526	5, 241, 826
22.	繰 越 金	181, 353	0	181, 353
	歳 入 合 計	44, 186, 386	731, 322	44, 917, 708

(歳 出) (単位 千円)

+4				補正前の				補正予算額	の財源内訳	
		款			補正予算額	計	特	定財	源	一般財源
				予算額			国県支出金	地方債	その他	川文共门川ホ
1.	議	会	費	239, 617	58	239, 675				58
2.	総	務	費	4, 140, 027	403, 720	4, 543, 747				403, 720
3.	民	生	費	15, 792, 823	10, 843	15, 803, 666				10, 843
4.	衛	生	費	4, 146, 971	△ 13, 216	4, 133, 755	△ 13,089			△ 127
5.	労	働	費	34, 377	0	34, 377				
6.	農	林水産業	費	836, 667	△ 10, 078	826, 589				△ 10,078
7.	商	I	費	1, 651, 460	15, 523	1, 666, 983	7, 798			7, 725
8.	±	木	費	1, 499, 967	10, 862	1, 510, 829	16, 000	12, 000		△ 17, 138
9.	消	防	費	1, 833, 104	9, 739	1, 842, 843				9, 739
10.	教	育	費	3, 625, 449	303, 871	3, 929, 320	24, 590	271, 000		8, 281
11.	公	債	費	5, 545, 799	0	5, 545, 799				
12.	諸	支 出	金	4, 815, 125	0	4, 815, 125				
13.	予	備	費	25, 000	0	25, 000				
	歳	出合言	†	44, 186, 386	731, 322	44, 917, 708	35, 299	283, 000		413, 023

歳入

第11款 地方交付税

第1項 地方交付税 (単位 千円) 節 補正前 目 補正額 計 説 明 の額 区 分 額 金 10, 550, 000 390, 497 10, 940, 497 地方交付税 390, 497 普通交付税 地方交付税 10, 550, 000 390, 497 10, 940, 497 計

第15款 国庫支出金

(単位 千円)

第2項	国庫補助金					<u>(単位 十円)</u>
	補正前		計	Î	ŕ	説明
	の額			区 分	金額	ם אם
3 衛生費国庫 補助金	11, 815	404		1 保健衛生費 補助金	404	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金
8 教育費国庫 補助金	246, 977	24, 590	271, 567	2 小学校費補 助金	24, 590	学校施設環境改善交付金
11 地方創生推 進交付金	743, 149	23, 798		2 地方創生臨 時交付金	23, 798	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付 金
計	8, 924, 514	48, 792	8, 973, 306			

第16款 県支出金

第1項 県負担金 (単位 千円) 節 補正前 目 補正額 計 説 明 の額 区 分 金 額 衛生費県負 担金 416, 694 △ 13, 493 403, 201 保健衛生費 △ 13,493 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 負担金 1, 483, 899 △ 13, 493 1, 470, 406 計

第21款 市債

1,754	11-124		
第1項	市債	(単位	千円)

第1垻	巾偵						<u>(単位 十円)</u>
目	補正前 の 額	補正額	計	区分	金額		明
1 総務債	2, 462, 700	22, 526	2, 485, 226	1		臨時財政対策債	
5 土木債	690, 600	12, 000	702, 600	1 道路橋り う債	12,000	道路橋りょう整備債	
7 教育債	860, 200	271, 000	1, 131, 200	1 小学校債	271, 000	小学校整備債	
計	4, 936, 300	305, 526	5, 241, 826				

歳入合計	補正前 の 額	補正額	計	
	44, 186, 386	731, 322	44, 917, 708	

歳出

第1款 議会費

第1項	議会費									(単位	千円)
目	補正前 の 額	補正額	計	# II	 財 源 源 その他	内 訳 — 般 財 源	区分	金額	説		明
1 議会費	239, 617	58	239, 675			58	2 給料	36	職員配置替え等により	J	
							3 職員手当 等	214			
							4 共済費	△ 192			
計	239, 617	58	239, 675			58					

第2款 総務費

第2款 第1項	総務費 頁 総務管理	里費								(単位	千円)
目	補正前の額	補正額	計	補 正 特 国 県 支出金	語 額 の 定 財 地方債	財 源 その他	内 訳 - 般 財 源	区分	金 額	説	明
1 一般管理 費	1, 160, 337	35, 780	1, 196, 117				35, 780		3, 174	職員配置替え等により 一般職1人	<u>35, 880</u>
								3 職員手当 等	1, 631	下北地域広域行政事務組 合負担金	<u>Δ 100</u>
								共済費	31, 075		
								18 負担金補 助及び交 付金	△ 100		
30 財政調整 基金費	169, 617	373, 361	542, 978					24	373, 361	財政調整基金積立て	
計	3, 541, 098	409, 141	3, 950, 239				409, 141				

第2款 総務費 第2項 徴税費 (単位 千円) 補 正 額 の 財 源 内 訳 補正前 の 額 特 定財 補正額 目 計 般 説 明 金 額 区 分 地方債 その他 財 源 支出金 1 税務総務 費 282, 051 △ 4,930 △ 4,930 給料 職員配置替え等により 277, 121 △ 974 一般職△1人 職員手当 △ 909 共済費 △ 3,047 330, 326 🛆 4, 930 325, 396 △ 4,930 計

第2款 総務費 第3項 戸籍住民基本台帳費 (単位 千円) 補 正 額 の 財 源 内 訳 補正前 の 額 財 源 特 目 補正額 計 説 明 国 県 支出金 区 分 金 額 地方債 その他 財 源 1 戸籍住民 基本台帳 費 △ 3,722 給料 142,093 🛆 3,722 138, 371 △ 316 職員配置替え等により 職員手当 等 △ 1,476 共済費 △ 1,930 142, 093 🛆 3, 722 138, 371 △ 3,722 計

第2款 総務費

第4項	選挙費										(単位	千円)
_	補正前			補班特		<u>財源</u> 源	内訳	貿	ī I			
目	の額	補正額	計	国県支出金	地方債	その他	· 一 般 財 源	区分	金額	説		明
1 選挙管理 委員会費	34, 204	2, 890	37, 094				2, 890	2 給料	1, 441	職員配置替え等により	·J	
安貝云貫								3 職員手当	727			
								等	727			
								4 共済費	722			
計	34, 359	2, 890	37, 249				2, 890					

第2款 総務費

第5項		費										(単位	千円)
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 事 事 支出金	額 の定 財地方債	財 源 源 その他	内 訳 一 般 財 源	į	区分	金 額	説		明
和 統計調査 総務費	21, 908	591	22, 499				59	-	2 給料 3 職員手当 等 4 共済費	△ 40 679 △ 48	•	.J	
計	52, 250	591	52, 841				59	91					

第2款 総務費

第6項	監査委員	費									(単位	千円)
	4 * - 44			補正	- 120		内訳	餌	ົ້າ			
目	補正前 の 額	補正額	計	<u>特</u> 国 県		源	— 般	区分	金額	説		明
	U) IR			支出金	地方債	その他	財源		312 BR			
1 監査委員	39, 901	△ 250	39, 651				△ 250	2 給料	67	職員配置替え等により	J	
費								2				
								 職員手当	△ 183			
								等				

ſ					補正	額の		内 訳	餌	រ៍		
	目	補正前 の 額	補正額	計	<u>特</u> 国 県	定 <u>財</u> 地方債	源その他	一 般 財 源	区分	金額	説	明
-					支出金	7077 [50	C 47 12	741 1115	4			
									共済費	△ 134		
ŀ												
	計	39, 901	△ 250	39, 651				△ 250				

第3款 民生費 第1項 社会福祉費 (単位 千円)

お り 歩	化二二二甲烷	L具								(単位 十月)
				補正		財 源	内 訳	飦	ī	
目	補正前	補正額	計	特	定財	源	一 般			説明
	の額	神正似	āΙ	国 県 支出金	地方債	その他	財源	区分	金額	, Fee
1 社会福祉 総務費	334, 078	△ 42, 956	291, 122				△ 42, 956	2 給料	△ 19,730	職員配置替え等により 一般職△6人
								3 職員手当 等	△ 11, 325	
								4 共済費	△ 11,901	
9 障害支援 区分認定	20, 696	△ 1,685	19, 011				△ 1,685	2 給料	△ 897	職員配置替え等により
審査会費								3 職員手当 等	△ 315	
								4 共済費	△ 473	
10 生活困窮 者自立支 援費	12, 299	508	12, 807					22 償還金利 子及び割 引料	508	令和元年度生活困窮者自 立相談支援事業費等国庫 負担金返還金
計	8, 095, 678	△ 44, 133	8, 051, 545				△ 44, 133			

第3款 民生費

第2項 老人福祉費 (単位 千円) 補 正 額 の 財 源 内 訳 節 定財 補正前 特 目 補正額 計 説 明 般 金 額 の額 県 区 分 地方債 その他 財 源 支出金 · 老人福祉 1, 292, 977 △ 28, 517 1, 264, 460 △ 28,517 給料 △ 14,722 職員配置替え等により △ 34.187 総務費 一般職△5人 △ 9,600 介護保険特別会計繰出金 職員手当 5,670 共済費 △ 9,865 繰出金 5, 670 1, 308, 552 🛆 28, 517 1, 280, 035 △ 28,517 計

第3款 民生費 第3項 児童福祉費 (単位 千円) 補 正 額 の 財 源 内 訳 補正前 の 額 財 源 特 目 補正額 計 般 説 明 国 県 支出金 区 分 金 額 地方債 その他 財 源 -児童福祉 総務費 413, 619 \triangle 5, 083 408, 536 △ 5,083 給料 △ 5,362 職員配置替え等により 。 職員手当 等 1, 557 共済費 △ 1,278 計 △ 5,083

第3款 民生費

第4項		養								<u>i</u>)	単位 千円)
目	補正前の 額	補正額	計	補 正 特 国 県	定財	財源	内 訳 - 般 財 源	区分	金額	説	明
1 生活保護	184 199	△ 20, 173	164, 026	支出金	地方債	その他	財源 △ 20,173	2 ※全¥礼	∧ Q 1Q3	職員配置替え等により	△ 20, 503
総務費	104, 133	20,170	104, 020				20,170	3		一般職△2人	
								職員手当 等 4		令和元年度生活保護適正 実施推進事業費等補助金 返還金	
								共済費	△ 5, 452		
								償還金利 子及び割 引料	330		
2 扶助費	2, 383, 702	108, 749	2, 492, 451					22 償還金利 子及び割 引料	108, 749	令和元年度生活保護費国 庫負担金返還金	1
計	2, 567, 901	88, 576	2, 656, 477				88, 576				

第4款 衛生費

第1項	・ ・ 保健衛生	費								(単位	千円)
目	補正前 の 額	補正額	計	# 正 特 国 県 支出金	額 の 定 財 地方債	財 源 源 その他	内 訳 - 般 財 源	区分	金 額	説	明
1 保健衛生 総務費	967, 104	2, 468	969, 572				2, 468	2 給料 3	6, 381	職員配置替え等により 一般職4人	
								職員手当 等 4	Δ 3, 182		
3								共済費 12	△ 731		
老人医療 給付費	755, 695	△ 15,967	739, 728	△ 13,089			△ 2,878		2, 024	後期高齢者医療事務費 後期高齢者医療特別会計	2, 024 △ 17, 991
								繰出金	△ 17,991		<u>Δ 17, 991</u>
計	2, 226, 812	△ 13, 499	2, 213, 313	△ 13,089			△ 410				

第4款 衛生費 第2項 清掃費

(単位 千円) 補 正 額 の 財 源 内 訳 補正前 財 源 目 補正額 計 説 明 金 額 の額 玉 県 区 分 地方債 その他 財 源 支出金 . 清掃総務 費 48, 516 \triangle 4, 747 △ 4,747 給料 △ 767 職員配置替え等により 43, 769 職員手当 △ 2,751 共済費 Δ 1, 229 こ じん芥処 理費 1,866,554 5,030 下北地域広域行政事務組合負担金 5, 030 1, 871, 584 5,030 負担金補 助及び交 付金 1, 920, 159 283 1, 920, 442 283 計

第6款 農林水産業費 第1項 農業費 (単位 千円)

77175	一成不只									· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
				補正			内 訳	筫	ົ້າ		_
目	補正前	補正額	計	特	定財	源	— 般			説	明
	の額	1111 1111 1111	н,	国 県 支出金	地方債	その他	財源	区分	金額	ш/6	-51
2				文出金				2			
農業総務	91, 050	△ 9,711	81, 339				△ 9,711	給料	∧ 3 020	職員配置替え等により	
費	01,000	_ 0,711	01, 000				_ 0,711	THE T	_ 0, 020	一般職△2人	
								3		t .	
								職員手当	△ 2,773		
								等		1	
								4 共済費	△ 3, 918		
								八川貝	<u> </u>		
計	226, 884	△ 9,711	217, 173				△ 9,711				

第6款 農林水産業費 第2項 畜産業費

(単位 千円)

	田庄未員	Ł									(单位 十月)
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 特 国 県 支出金	額 の定 財地方債	財 源 その他	内 訳 一 般 財 源	区分	金 額	説	明
1 畜産総務 費	19, 240	1, 146	20, 386				1, 146	3 職員手当	1, 342 504	職員配置替え等により	
計	93, 647	1, 146	94, 793				1, 146	共済費	△ 700		

第6款 農林水産業費 第4項 水産業費

				補正	額の	財源	内訳	餌	ī		
目	補正前	補正額	計	特	定財	源	一 般			説	明
	の額	加工的	п	国 県	地方債	その他	財源	区分	金 額	D)L	67
				支出金	地刀頂		別加				
1								2			
水産総務	50, 858	△ 1,513	49, 345				△ 1,513	給料	△ 444	職員配置替え等により	
費											

				補正			内 訳	餌	ī		
目	補正前	補正額	計	特	定財	源	一 般			説	明
	の額	IM III DO	н	国 県 支出金	地方債	その他	財源	区分	金額	D/6	91
								3 咖 = エ ツ	۸ 670		
								職員手当 等	△ 672		
								4 共済費	△ 397		
計	471, 451	△ 1,513	469, 938				Δ 1,513				

第7款 商工費

第1項	商工費										(単位 千円)
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 事 事 支出金	語 額 の 定 財 地方債	財 源 その他	内 訳 — 般 財 源	区分	金 額	説	明
1 商工総務 費	137, 415	7, 725	145, 140				7, 725	2 給料	4, 273	 職員配置替え等により 一般職1人	
								3 職員手当 等	1, 382		
								4 共済費	2, 070		
2 商工振興 費	253, 138	7, 798	260, 936	7, 798				18 負担金補 助及び交 付金	7, 798	中小企業経営安定化支 事業費	援
計	1, 651, 460	15, 523	1, 666, 983	7, 798			7, 725				

第8款 土木費

第0款 第1:	エ 不 質 頁 土 木 管 理	里 費								(単位	千円)
目	補正前の 額	補正額	計	補 正 特 国 県 支出金	照 の 定 財 地方債	財源 源 その他	内 訳 一 般 財 源	区分	金 額		明
1 土木総務 費	190, 810	△ 7,750	183, 060				Δ 7, 750	2 給料 3 職員手当	△ 3, 457	職員配置替え等により 一般職△3人	
2								等 4 共済費 2	Δ 5, 343		
建築総務費	94, 300	2, 612	96, 912				2, 612		1, 804 794	職員配置替え等により 一般職1人	
								等 4 共済費	14		
計	285, 110	△ 5, 138	279, 972				△ 5, 138				

第8款 土木費 第2項 道路橋りょう費 (単位 千円) 補正 額 の 財 源 内 訳 補正前 特 財 脜 目 補正額 計 説 明 般 金 額 の額 玉 区 分 県 その他 地方債 財 源 支出金 198, 294 12,000 △ 30,000 橋梁長寿命化修繕事業費 道路新設 0 198, 294 △ 12,000 委託料 改良費 工事請負 57, 466 21 補償補て △ 27, 466 ん及び賠 償金 822, 167 △ 12,000 0 822, 167 12,000 計

第8款 土木費 第5項 都市計画費 (単位 千円) 正 額 の 財 源 内 訳 補正前 般源 目 補正額 計 説 明 の額 県 区 分 金 額 地方債 その他 財 支出金 18 新型コロ 16,000 16,000 負担金補 16,000 金谷公園官民連携まちづ 16,000 ナウイル ス感染症 対策費 助及び交 くり推進事業費 付金 139, 880 123, 880 16,000 16,000 計

第9款 消防費

第1項	頁 消防費								(単位	千円)
目	補正前の 額	補正額	計	補 正 特 国 県 支出金	 財 源 源 その他	内 訳 - 般 財 源	区分	金 額	説	明
1 常備消防 費	1, 626, 421	9, 739	1, 636, 160			9, 739	18 負担金補 助及び交 付金	9, 739	下北地域広域行政事務組 合負担金 消防本部費 むつ消防署費 大湊消防署費 大畑消防署費 川川消防分署費 脇野沢消防分署費	9, 739 △ 399 1, 965 4, 320 4, 566 △ 388 △ 325
計	1, 833, 104	9, 739	1, 842, 843			9, 739				

第10款 教育費

第1項	教育総務	孫費									<u>(単位 千円)</u>
				補正		財源	内訳	飣	ົ້າ		
目	補正前	補正額	計	特	定財	源	— 般			説	明
-	の額	11111111111	н	国県	地方債	その他	財源	区分	金額	ш	-51
0				支出金	_,,,,,,			4			
古数日典	071 000	1 200	070 600				1 200	±0.≖W	A 0 40E	一	1 4 000
事務局費	271, 292	1, 390	272, 682				1, 390	羊区凹川	△ 2, 405	職員配置替え等により	4, 023
								2		教育一般管理費	△ 2,633
								給料	△ 854		<u> </u>
								men i			
								3		•	
								職員手当	230		
								等			

				補正	額の	財源	内 訳	節	ī	
目	補正前	補正額	計	特	定財	源	— 船			説明
	の額	III III IIX	1 1	国 県 支出金	地方債	その他	· — 般 財 源	区分	金額	me
								4 共済費	4, 464	
								8 旅費	△ 45	
3 義務教育 振興費	144, 389	553	144, 942				553	1 幸日酬	553	外国語指導助手派遣事業 費
4 教育研修 センター	26, 924	227	27, 151				227	2 給料	44	職員配置替え等により
費								3 職員手当 等	238	
								4 共済費	△ 55	
計	689, 784	2, 170	691, 954				2, 170			

第10款 教育費

第2項 小学校費 (単位 千円) 補 額の財源内訳 補正前 の 額 目 補正額 計 説 明 金 額 区 分 国県 地方債 その他 財 源 支出金 . 小学校管 1,717 給料 512 職員配置替え等により 554, 954 297, 307 852, 261 1, 556 24, 590 271,000 理費 小学校大規模改修事業費 苫生小学校空調改修工 295, 751 職員手当 837 事監理業務委託 4,669 苫生小学校空調改修工 共済費 207 291, 082 12 委託料 4,669 14 工事請負 291, 082 569,662 297, 307 866, 969 24, 590 271,000 1, 717 計

第10款 教育費

第10級	教 月 頁 1 中学校費	Ì								(単位	千円)
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 特 目 支出金	 財 源 源 その他	内 訳 — 般 財 源	 区 分	金 額	説		明
1 中学校管理費	421, 411	△ 1,644	419, 767				2 給料 3 職員手当 4 共済費	△ 532 △ 567 △ 545		1	
計	431, 445	Δ 1,644	429, 801			△ 1,644					

第10款 教育費 第4項 社会教育費

第10款 第4項										(単	位 千円)
				補正	額の	財源	内 訳	飣	Ť		
目	補正前	補正額	計	特	定財	源	— ф <u>т</u>			説	明
П	の額	加止政	н	国 県 支出金	地方債	その他	財源	区分	金額	D) L	91
1 社会教育 総務費	63, 589	655	64, 244				655	1 報酬	1, 236	職員配置替え等により	△ 581
机砂刀英								2 給料	51		<u>427</u>
										その他社会教育事業費	<u>809</u>
								3 職員手当 等	△ 461		
								4 共済費	Δ 171		
2 公民館費	100, 538	△ 1,583	98, 955				△ 1,583	2 給料	△ 309	職員配置替え等により	
								3 職員手当 等	△ 897		
								4 共済費	△ 377		
3 図書館費	123, 086	225	123, 311				225	2 給料	△ 444	職員配置替え等により	
								3 職員手当 等	977		
								4 共済費	△ 308		
計	415, 196	△ 703	414, 493				△ 703				

第10款 教育費

第5項	(教育員) (三保健体育	責									(単位	千円)
目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 特 国 支出金	額 の定 財地方債	財 源 その他	内 訳 一 般 財 源	区分	金 額	説		明
1 保健体育 総務費	58, 954	3, 309	62, 263				3, 309	_	△ 163	職員配置替え等により	·J	
								3 職員手当 等	3, 716			
3								共済費	△ 244			
3 学校給食 費	222, 169	3, 432	225, 601				3, 432	_	3, 364	学校給食管理費		
								3 職員手当 等	68			
計	1, 519, 362	6, 741	1, 526, 103				6, 741					

歳出合計	補正前 の 額	補正額	計	補 正 特 国 県 支出金	額 の 定 財 地方債	財源原 その他	内 訳 一 般 財 源	
	44, 186, 386	731, 322	44, 917, 708		283, 000		413, 023	

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

1. 付	ניל	40%			給	<u> 1</u>	<u> </u>	費				
区		分	職員数	報酬	給料	通勤手当等	期末手当	寒冷地手当	計	共済費	合 計	備考
			人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	長	等	4	0	33, 678	238	9, 202	356	43, 474	16, 513	59, 987	
補正後	議	員	22	90, 744	0	0	27, 054	0	117, 798	31, 776	149, 574	
	そ 特	の 他 の 別 職	1, 012	55, 190	0	0	0	0	55, 190	0	55, 190	
		計	1, 038	145, 934	33, 678	238	36, 256	356	216, 462	48, 289	264, 751	
	長	等	4	0	33, 678	238	9, 373	356	43, 645	16, 513	60, 158	
補正前	議	員	22	90, 744	0	0	27, 054	0	117, 798	31, 776	149, 574	
LHI TT HI	そ 特	の 他 の 別 職	1, 012	55, 190	0	0	0	0	55, 190	0	55, 190	
		計	1, 038	145, 934	33, 678	238	36, 427	356	216, 633	48, 289	264, 922	
	長	等	0	0	0	0	Δ 171	0	△ 171	0	△ 171	
比較	議	員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
比 収	そ 特	の他の 別職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	·
		計	0	0	0	0	Δ 171	0	△ 171	0	△ 171	

2. 一般職(1)総括

. (1/	付るでき		-								
区		分	職 員 数			給	費		共 済 費	合 計	備考
		71	(人)	日本 日本	(千円)	給料(千円)	職員手当等(千円)	計 (千円)	(千円)	(千円)	畑~っ
紺	正	径	(594)	1	38, 421	1, 764, 582	960, 877	3, 163, 880	978, 495	4, 142, 375	
THI	ш.	IX.	440	7	30, 421	1, 704, 302	300, 077	3, 103, 000	970, 490	4, 142, 373	
紺	正	前	(590)	1	39. 037	1, 803, 317	987. 071	3, 229, 425	988. 281	4, 217, 706	
THI	ш.	נימ	452	7	00, 007	1, 000, 017	307, 071	0, 223, 425	300, 201	4, 217, 700	
比		較	(4)		△ 616	△ 38, 735	△ 26, 194	△ 65, 545	△ 9.786	△ 75, 331	
10		+×	△ 12		<u> </u>	△ 00, 700	△ 20, 13 1	△ 00, 040	Δ 3, 700	△ 70,001	

	区分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	管理職手 当	期末手当	勤勉手当	寒 冷 地	住居手当	時 間 外 勤務手当	児童手当
職員		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
手当等	補正後	43, 903	22, 028	1, 658	42, 701	383, 993	244, 402	27, 747	27, 637	143, 778	23, 030
の内訳	補正前	45, 720	24, 567	1, 746	38, 175	409, 614	257, 779	28, 216	31, 000	126, 824	23, 430
	比較	Δ 1,817	△ 2,539	Δ 88	4, 526	△ 25, 621	△ 13, 377	△ 469	△ 3, 363	16, 954	△ 400

^{※ ()} 内は、再任用短時間勤務職員数及び会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

		411	一及江川城	25.17.1	1 47 49024					
区		分	職 員 数		給	与	費	共 済 費	合 計	備考
		71	(人)	給	料(千円)	職員手当等(千円)	計 (千円)	(千円)	(千円)	畑 ~
紺	īF	後	(18)		1, 604, 290	911, 503	2, 515, 793	884. 174	3, 399, 967	
THI		. 12	440		1, 004, 290	311, 303	2, 313, 793	004, 174	0, 099, 907	
補	ī	前	(14)		1, 646, 389	937, 582	2, 583, 971	893, 960	3, 477, 931	
THI		. נימ	452		1, 040, 309	337, 302	2, 303, 371	093, 900	0, 477, 901	
比		較	(4)		△ 42,099	△ 26,079	△ 68, 178	△ 9.786	△ 77, 964	
ഥ		+X	△ 12		△ 42, 099	△ 20,079	△ 00, 170	△ 9, 700	△ 77, 904	

	区分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務	管理職手 当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	児童手当
職員	_ ,,	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
手当等	補正後	43, 903	17, 489	1, 658	42, 701	343, 527	244, 402	27, 747	27, 637	139, 409	23, 030
の内訳	補正前	45, 720	20, 096	1, 746	38, 175	368, 965	257, 779	28, 216	31, 000	122, 455	23, 430
	比較	△ 1,817	Δ 2, 607	Δ 88	4, 526	△ 25, 438	△ 13, 377	△ 469	Δ 3, 363	16, 954	△ 400

^{※ ()}内は、再任用短時間勤務職員数の外書き

イ 会計年度任用職員

区	分	職員数			給 与	勇 費		共 済 費	合 計	備考
	73	(人)	報	酬(千円)	給料(千円)	職員手当等(千円)	計(千円)	(千円)	(千円)	押
補	正後	(576) 0		438, 421	160, 292	49, 374	648, 087	94, 321	742, 408	
補	正前	(576) 0		439, 037	156, 928	49, 489	645, 454	94, 321	739, 775	
比	較	(0) 0		△ 616	3, 364	△ 115	2, 633	0	2, 633	

職員	区分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期末手当	勤勉手当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	住居手当	時 間 外 勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
手当等	補正後	0	4, 539	0	0	40, 466	0	0	0	4, 369	0
の内訳	補正前	0	4, 471	0	0	40, 649	0	0	0	4, 369	0
	比 較	0	68	0	0	△ 183	0	0	0	0	0

^{※ ()}内は、会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間 当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

(2) 報酬 給料及び職員手当等の増減額の明細

(2) 報	. 栖豆	<u>、給料及び</u>	職員手当等の増減				
区分	Ų,	増減額 (千円)	増減事由別 (千円)	内訳	説明	備	考
報	栖	△ 616	会計年度任用 職員制度に伴う 増 減 分	△ 616	補正前 428 人 比較 0 人		
			総与改定に伴う 増 <u>減</u> 分 昇給に伴う 増加分	6, 275	・給与改定なし 昇給期 昇給対象 昇給分 1月 426人 6.275千円		
給	料	△ 38,735	会計年度任用 職員制度に伴う	3, 364	・職員の異動状況 会計年度任用職員		
			その他の増減分	△ 48, 374	 ・職員の異動状況 ・給与改定のための留保額 0 千円会計年度任用職員以外の職員 補正後 440 人 ・人事交流、中途退職、育児休業等 補正前 452 人 △ 828 千円比較 △ 12 人 		
			制度改正に伴う 増 減 分	△ 9,075	・会計年度任用職員以外の職員 期末手当 Δ 9,075		
職		△ 26, 194	会計年度任用 職員制度に伴う 増 減 分	Δ 115	・会計年度任用職員 通勤手当 68 期末手当 △ 183		
手当	等		その他の増減分	△ 17,004	・会計年度任用職員以外の職員 扶養手当 △ 1,817 通勤手当 △ 2,607 特殊勤務手当 △ 88 管理職手当 4,526 期末手当 △ 16,363 勤勉手当 △ 13,377 寒冷地手当 △ 469 住居手当 △ 3,363 時間外勤務手当 16,954 児童手当 △ 400		

(3)給料及び職員手当の状況 ア 職員一人当たりの給与

区	分	一般行政職	医療職 (一)	医療職 (二)	教育職	技能労務職
	平均給料月額(円)	285, 637	277, 317	313, 021	400, 588	350, 658
令和2年12月1日現在	平均給与月額(円)	327, 157	328, 695	348, 721	455, 449	374, 257
	平均年齢(歳)	43. 9	44. 3	41.5	49. 5	56.3
	平均給料月額(円)	296, 929	341, 800	322, 649	399, 075	350, 658
令和2年1月1日現在	平均給与月額(円)	338, 981	368, 691	343, 330	453, 605	369, 090
	平均年齢(歳)	43. 7	47. 9	48. 9	49. 3	55. 6

イ	初	任	給

区	T	分	一般行政職 (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	教育職 (円)	技能労務職 (円)
高	校	卒	150, 600				147, 900
大	学	卒	182, 200	188, 400	212, 600	204, 000	

(国の制度)

区		分	一般行政職 (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	教育職 (円)	技能労務職 (円)
高	校	卒	150, 600				147, 900
大	学	卒	182, 200	188, 400	212, 600		

ウ 級別職員数

	<u> </u>		一般行政	双職		医療職(1)		医療職(2)		教育鵈	ŧ		技能労務	務職
Þ	⊠ 分	級	職員数 (人)	構成比(%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比(%)	級	職員数 (人)		級	職員数 (人)	構成比 (%)
		7級	22	5. 5	5級	4	66. 7	5級	3	17. 6	3級	1	12. 5	5級	10	83. 3
		6級	17	4. 3	4級			4級	7	41.3	2級	1	12. 5	4級	2	16. 7
	令和2年	5級	55	13. 8	3級			3級	3	17. 6	1級	6	75. 0	3級		
	77 和2 平 12月1日	4級	54	13. 6	2級	2	33. 3	2級	4	23. 5				2級		
		3級	86	21. 7	1級			1級						1級		
-)L	2級	117	29. 5												
		1級	46	11.6												
		計	397		計	6			17		計	8		計	12	
			一般行政	7 時		医療職(1)		医療職(2)		教育職	ŧ		技能労務	部
Þ	⊠ 分	級		構成比 (%)	級		構成比 (%)	級		構成比(%)	級	職員数		級	職員数	構成比(%)
Σ	⊠ 分	級 7級	職員数	構成比		職員数	構成比(%)	級	職員数	構成比(%)		職員数	構成比(%)		職員数	構成比
	区 分		職員数 (人)	構成比(%)		職員数 (人)	構成比(%)	級 5級	職員数	構成比 (%) 19.0	3級	職員数	構成比(%)	5級	職員数	構成比
		7級	職員数 (人) 19	構成比(%) 4.8	5級	職員数 (人)	構成比(%)	級 5級	職員数 (人) 4	構成比 (%) 19.0 47.7	3級	職員数 (人) 1	構成比 (%) 12.5 12.5	5級	職員数 (人) 10	構成比 (%) 83.3
4	令和2年	7級	職員数 (人) 19 21	構成比 (%) 4.8 5.3	5級	職員数 (人)	構成比(%)	級 5級 4級 3級	職員数 (人) 4 10	構成比 (%) 19.0 47.7 9.5	3級	職員数 (人) 1	構成比 (%) 12.5 12.5	5級	職員数 (人) 10	構成比 (%) 83.3
4	令和2年 1月1日	7級 6級 5級	職員数 (人) 19 21 49	構成比 (%) 4.8 5.3 12.3	5級 4級 3級	職員数 (人)	構成比 (%) 60.0 20.0	級 5級 4級 3級	職員数 (人) 4 10 2	構成比 (%) 19.0 47.7 9.5	3級	職員数 (人) 1	構成比 (%) 12.5 12.5	5級 4級 3級	職員数 (人) 10	構成比 (%) 83.3
4	令和2年 1月1日	7級 6級 5級 4級	職員数 (人) 19 21 49 56	構成比 (%) 4.8 5.3 12.3 14.1 21.1	5級 4級 3級 2級 1級	職員数 (人)	構成比 (%) 60.0 20.0	級 5級 4級 3級 2級	職員数 (人) 4 10 2	構成比 (%) 19.0 47.7 9.5	3級	職員数 (人) 1	構成比 (%) 12.5 12.5	5級 4級 3級 2級	職員数 (人) 10	構成比 (%) 83.3
4	令和2年 1月1日	7級 6級 5級 4級 3級	職員数 (人) 19 21 49 56 84	構成比 (%) 4.8 5.3 12.3 14.1 21.1 28.6	5級 4級 3級 2級 1級	職員数 (人)	構成比 (%) 60.0 20.0	級 5級 4級 3級 2級	職員数 (人) 4 10 2	構成比 (%) 19.0 47.7 9.5	3級	職員数 (人) 1	構成比 (%) 12.5 12.5	5級 4級 3級 2級	職員数 (人) 10	構成比 (%) 83.3

(級別の標準的な職務内容)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
一般行政職	部長	政策推進監	課長	主幹	主任主査	主事	主事

工 昇給

工昇	·····································		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	代表的	
	<u> </u>			一般行政職	技能労務職
	職員数	(A) (人)	440	397	12
	昇給に係る職員数	(B) (人)	426	385	12
		1 号給 (人)	1	1	
		2 号給 (人)	48	41	6
補正後	ᄆᄱᄴᆈᇚᆱ	3 号給 (人)	15	14	
	号級数別内訳	4 号給 (人)	362	329	6
		6 号給 (人)			
		8 号給 (人)			
	比 率 (B),	/(A) (%)	96. 8	97. 0	100.0
	職員数	(A) (人)	452	406	12
	昇給に係る職員数	(B) (人)	450	404	12
		1 号給 (人)			
		2号給 (人)	49	39	6
補正前	ᄆᅋᄣᇜᅲᇷ	3 号給 (人)	16	15	
	号級数別内訳	4 号給 (人)	385	350	6
		6号給 (人)			
		8 号給 (人)			
	比 率 (B),	/(A) (%)	99. 6	99. 5	100.0

オ 期末手当・勤勉手当

-7 /9//11 -	7070 T -					
区 分	支給期別 6月(月分)	制支給率 12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備	考
本 年 度	(1. 150) 2. 150	(1. 150) 2. 125	(2. 300) 4. 250	有		
前 年 度	(1. 125) 2. 125	(1. 125) 2. 125	(2. 250) 4. 250	有		
国の制度	(1. 175) (1. 175) 2. 250 2. 250		(2. 350) 4. 500	有		

^{※ ()}内は、再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	・定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算) ・職務の級に応じた調整額	
国 の 制 度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	・定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) ・職務の級に応じた調整額	

キ 特殊勤務手当

- イー付外到労士ヨ		
区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種 一 般 行 政 職
給料総額に対する比率(%)	0.1	0.1
支給対象職員の比率(%) (令和2年12月1日現在)	6. 2	6.8
代表的な特殊勤務手当の名称	支給額の多い手当	福祉現業手当、税務手当
10弦的な特殊動物十ヨの名称	多くの職員に支給 されている手当	福祉現業手当、税務手当

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同じ	
住 居 手 当	同じ	
通勤手当	異なる	交通用具による通勤手段のうち、自動車による通勤の場合

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

					全 体	計 į	画										<u> </u>	1137
款	項	事 業 名	-			左の財法	原内訳		前人	々年度	末	前年度末	当言	亥年度	当該年度末	꽢	年 度	継続費の
办人	块	名	年度	年割額	特	定財	源	一般財源	ま	で	の	までの支出	支	出	までの	以降	₹支出	総額に対す
			<u>``</u>		国県支出金	地方債	その他	川又只川市	支	出	額	(見込)額	予	定額	支出予定額	予	定額	る進捗率
0	•	¥																%
8. ±	2. 道	橋	۵ŧп															
_	坦	梁	令和 2	57, 466	33, 187	23, 000		1, 279						57. 466	57. 466	;		22. 2
	路	長	_	07, 100	00, 107	20, 000		1,270						07, 100	07, 100			
	橋	寿																
	作	命	3	64, 289	37, 040	25, 800		1, 449								6	4, 289	24. 8
木	IJ	化																
	ょ	修	4	137, 485	79, 311	55, 200		2, 974								13	7, 485	53. 0
		繕																
	う	事																
費	費	業	-1	050 040	140 500	104.000		F 700						F7 400	F7 400	0.0	1 774	100.0
			計	259, 240	149, 538	104, 000		5, 702						57, 466	57, 466	20	1, 774	100. 0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支 出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書

			前年	度まて	 の	当該年月	度以降		左の財		. 113/
事	項	限度額	支出	(見込)額	の支出 -	予定額		寺 定 財 派	亰	
7	ク	似 反 识	期	影	金額	期間	金額	国 県 支出金	地方債	その他	一般財源
	(障がい福祉課)	8, 464				令和3年度 から令和5 年度まで	同じ				8, 464
脇野沢瀬野牧野外 営瀬野畜舎外2施 のさわ鯛島の館、 験農園、むつ市脇 シュセンター鱈の (生産者支援語	設、むつ市わき むつ市脇野沢体 野沢リフレッ	93, 456				令和3年度 から令和7 年度まで					93, 456
むつ来さまい館、 産館、むつ市イベ 理料	むつ下北観光物	276, 500				令和3年度 から令和7 年度まで	限度額に同じ				276, 500
むつ市奥薬研修景薬研温泉露天風呂	公園、むつ市営	23, 040				令和3年度 から令和5 年度まで					23, 040
市道等維持事業	(土木維持課)	25, 500				令和2年度 から令和3 年度まで	同じ		24, 200		1, 300
むつ市海と森ふれ 管理料	あい体験館指定 (生涯学習課)	18, 075				令和3年度 から令和5 年度まで					18, 075
むつ市ウェルネス 料 (†	パーク指定管理 5民スポーツ課)	116, 879				令和3年度	限度額に 同じ	92, 000			24, 879

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及 び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

					当該年度中増減見込						(単位 千円) 当該年度末現在高見込額			
区		分	前 々 年 度 末 現 在 高	前年度末	4 話ん	 年度中起債見			要中元金償:	温目:3 頞	7107	一及小列工间.	JC JC BR	
<u>6</u>)J	末現在高	現在高	補正前の額					運 補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	
1. 普	通	債	35, 925, 422	36, 400, 628	4, 936, 300	305, 526	5, 241, 826	5, 380, 912		5, 380, 912	35, 956, 016	305, 526	36, 261, 542	
(1)総		務	19, 110, 719	18, 621, 064	2, 462, 700	22, 526	2, 485, 226	3, 134, 173		3, 134, 173	17, 949, 591	22, 526	17, 972, 117	
(2)民		生	362, 689	448, 408	61, 200		61, 200	37, 145		37, 145	472, 463		472, 463	
(3)衛		生	752, 939	834, 209	0		0	74, 007		74, 007	760, 202		760, 202	
(4)農	林水産	歪 業	1, 646, 116	1, 480, 533	210, 000		210, 000	257, 089		257, 089	1, 433, 444		1, 433, 444	
(5)商		I	46, 384	56, 473	48, 600		48, 600	10, 931		10, 931	94, 142		94, 142	
(6)土		木	4, 487, 083	4, 582, 477	422, 700	12, 000	434, 700	477, 936		477, 936	4, 527, 241	12, 000	4, 539, 241	
(7)公	営 住	宅	1, 322, 082	1, 315, 523	267, 900		267, 900	193, 012		193, 012	1, 390, 411		1, 390, 411	
(8)消		防	1, 404, 800	1, 732, 508	220, 300		220, 300	296, 161		296, 161	1, 656, 647		1, 656, 647	
(9)教		育	5, 868, 898	6, 398, 872	860, 200	271, 000	1, 131, 200	811, 148		811, 148	6, 447, 924	271, 000	6, 718, 924	
(10)公	営 企	業	923, 712	930, 561	382, 700		382, 700	89, 310		89, 310	1, 223, 951		1, 223, 951	
	普通債の 地 対													
(12)過	疎 対	策	2, 336, 031	2, 485, 801	546, 000		546, 000	236, 744		236, 744	2, 795, 057		2, 795, 057	
2. 災	害復旧	日債	13, 083	8, 494				4, 596		4, 596	3, 898		3, 898	
(1)公	共 施	設	6, 080	3, 360				2, 720		2, 720	640		640	
(2)衛		生												
(3)農	林水産	E 業												
(4)±		木	3, 576	2, 559				1, 021		1, 021	1, 538		1, 538	
(5)商		I												
(6)教		育	3, 427	2, 575				855		855	1, 720		1, 720	
合	詴	t	35, 938, 505	36, 409, 122	4, 936, 300	305, 526	5, 241, 826	5, 385, 508		5, 385, 508	35, 959, 914	305, 526	36, 265, 440	

令和2年度

むつ市国民健康保険 特別会計補正予算書

むっ市

令和2年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算

令和2年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

> 令和2年11月25日提出 むつ市長 宮下 宗一郎

歳入歳出予算補正

1. 歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 国民健康保険税		1,192,636	△ 34,672	1,157,964
	1. 国民健康保険税	1,192,636	△ 34,672	1,157,964
3. 国 庫 支 出 金		1	34,672	34,673
	1. 国 庫 補 助 金	1	34,672	34,673
歳入	슴 計	6,230,599	0	6,230,599

2. 歳 出 (単位 千円)

	款項								補正前の額	補	正額	計	
3.	国民健	康保険事	業費							1,660,826		0	1,660,826
	納	付	金	1.	医	療	給	付	分	1,144,466		0	1,144,466
				2.	2. 後期高齢者支援金等分					375,110		0	375,110
				3.	介證	篗 糸	纳付	金	分	141,250		0	141,250
		歳	出	合	計					6,230,599		0	6,230,599

国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入) (単位 千円)

			款			補正前の予算額	補正予算額	計
1.	玉	民 健	康	保	负 税	1,192,636	△ 34,672	1,157,964
2.	使	用料	及び	手	数料	937	0	937
3.	国	庫	支	出	金	1	34,672	34,673
4.	県	支		出	金	4,464,206	0	4,464,206
5.	財	産		収	入	1	0	1
6.	繰		入		金	568,165	0	568,165
7.	繰		越		金	1	0	1
8.	諸		収		入	4,652	0	4,652
		歳 入	合	計		6,230,599	0	6,230,599

(歳 出) (単位 千円)

		1-15			補正予算額	の財源内訳	
款	補正前の 予算額	補 正 予算額	計		特定財源		60.8475
	1 分 异 磁) 31 µx 1 31 µx		国県支出金	地方債	その他	一般財源
1. 総 務 費	24,236	0	24,236				
2. 保 険 給 付 費	4,344,380	0	4,344,380				
3. 国民健康保険事業費納付金	1,660,826	0	1,660,826	34,672			△ 34,672
4. 共同事業拠出金	2	0	2				
5. 財政安定化基金拠出金	1	0	1				
6. 保 健 事 業 費	75,090	0	75,090				
7. 基 金 積 立 金	1	0	1				
8. 公 債 費	211	0	211				
9. 諸 支 出 金	115,852	0	115,852				
10. 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳出合計	6,230,599	0	6,230,599	34,672			△ 34,672

歳入 第1款 国民健康保険税

第1項 🗵	国民健康保険税	(単位 千円)

目	補正前	補正額	計	Î	ŕ	説明
п	の額	無止領	āl	区 分	金 額	נש זהם
1 一般被保険 者国民健康 保険税	1,191,784	△ 34,672		1 医療給付費 分現年課税 分	△ 21,844	1
				2 後期高齢者 支援金分現 年課税分	△ 8,321	
				3 介護納付金 分現年課税 分	△ 4,507	7
計	1,192,636	△ 34,672	1,157,964			

第3款 国庫支出金 第1項 国庫補助金 (単位 千円)

77 T-X	日午丽奶亚							(平位 111)
目	補正前	補正額	計	Î	節	説	明	
	の額	無止殺	H1	区 分	金 額	J.C.	97	
1 災害時特例 補助金	1	34,672		1 災害時特例 補助金	34,672	新型コロナウイルス感染症対応分		
計	1	34,672	34,673					

歳入合計	補正前 の 額	補正額	計	
	6,230,599	0	6,230,599	

歳出 第3款 国民健康保険事業費納付金

第1項	医療給付	分									<u>(単位 千円)</u>
				補	正額の	財源内	訳	1	節		
目	補正前	補正額	計	特	宇定 財	源	— 般			説	明
	の額	神正領	ĒΙ	国 県 支出金	地方債	その他	財源	区分	金額	武	95
1 一般被保 険者医療 給付費分	1,143,836	0	1,143,836	21,844				18 負担金補 助及び交 交付金		財源更正	
計	1,144,466	0	1,144,466	21,844			△ 21,844				

第3款 国民健康保険事業費納付金

第2項	後期高齢	者支援金等	舒								(単位 千円 <u>)</u>
				補	正額の	財源内	訳	1	節		
目	補正前	補正額	計	特	宇定 財	源	— 般			説	明
п	の額	佣止做	āΙ	国 県 支出金	地方債	その他	財源	区分	金 額	武	93
1 一般被保 険者後期 高齢者支 援金等分	374,908	0	374,908	8,321				18 負担金補 助及び交 交付金	0	財源更正	
計	375,110	0	375,110	8,321			△ 8,321				

第3款 国民健康保険事業費納付金

第3項	介護納付	金分							(単位	千円)

7-X 7 (A)(1) - X (T)(1) - X (T)(1												
	**-*		·	1111	正額の		訳		節			
目	補正前	補正額	計	特	宇定 財	源	一 般			説	明	
の額	1111 — 134		国 県 支出金	地方債	その他	財源	区分	金額	н/6	~		
1 介護納付 金分	141,250	0	141,250	4,507				18 負担金補 助及び交 交付金	0	財源更正		
計	141,250	0	141,250	4,507			△ 4,507					

	** **				正額の		訳	
歳出合計	補正前 の 額	補正額	計	性 国 県 支出金	地方債	源 その他	一般財源	
	6,230,599	0	6,230,599	34,672			△ 34,672	

令和2年度

むつ市後期高齢者医療特別会計 補正予算書

むっ市

令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,820千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ 607,419千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月25日提出 むつ市長 宮下 宗一郎

歳入歳出予算補正

1. 歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 後 期 高 齢 者		384,532	29,146	413,678
医療保険料	1. 後 期 高 齢 者 1. 医 療 保 険 料	384,532	29,146	413,678
3. 繰 入 金		203,275	△ 17,991	185,284
	1. 一般会計繰入金	203,275	△ 17,991	185,284
4. 繰 越 金		6,020	1,665	7,685
	1. 繰 越 金	6,020	1,665	7,685
歳	合 計	594,599	12,820	607,419

2. 歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	計	
1. 後期高齢者医療		593,808	12,828	606,636
広 域 連 合 納 付 金	1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	593,808	12,828	606,636
2. 諸 支 出 金		791	Δ8	783
	2. 繰 出 金	241	Δ 8	233
歳出	合 計	594,599	12,820	607,419

後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入) (単位 千円)

	款					補正前の予算額	補正予算額	計
1.	後期	高 齢	者 医	療保	: 険 料	384,532	29,146	413,678
2.	手		数		料	220	0	220
3.	繰		入		金	203,275	△ 17,991	185,284
4.	繰		越		金	6,020	1,665	7,685
5.	諸		収		入	552	0	552
	歳	入	合	計		594,599	12,820	607,419

(歳 出) (単位 千円)

			蒜	欠				補 正 前 の		補 正 予 算 額	計	補正予算額の財源内訳 特 定 財 源			40.047			
												国県支出金	地方債	その他	一般財源			
1.	後広	期域	高連	齢合	者納	医 付	療 金		593	,808		12	,828	606,636			12,828	
2.	諸		支		出		金			791			Δ 8	783			Δ 8	
		歳	出	合	計				594	,599		12	,820	607,419			12,820	

歳入

第1款 後期高齢者医療保険料

אמייה	区对问题,日色派不快作	1
第1項	後期高齢者医療保険	料

(単位 千円)

目 補正前の額		補正額	計	Î	ŕ	説明
		州上祝	н	区 分	金 額	ניפי אנם
1 特別徴収保 険料	277,011	24,062	301,073	1 特別徴収 保険料	24,062	特別徴収保険料
2 普通徴収保 険料	107,521	5,084	112,605	1 普通徴収現 年分保険料	5,084	普通徴収現年分保険料
計	384,532	29,146	413,678			

第3款 繰入金 第1項 一般会計繰入金 (単位 千円)

力 均	胶云山株八3	14						(単位 十日)
В	目 補正前 の 額		計	Î	節	説	明	
			п	区分	金 額	JL	97	
1 保険基盤安 定繰入金	203,275	△ 17,991		1 保険基盤安 定繰入金	△ 17,991	保険基盤安定負担金繰入金		
計	203,275	△ 17,991	185,284					

第4款 繰越金 第1項 繰越金 (単位 千円)

П	補正前		計	Î	ŕ	≅H	説	明	
п	の額	補正額	ĒΙ	区分	金 額		武	91	
1繰越金	6,020	1,665	7,685	1 繰越金	1,665	令和元年度繰越金			
計	6,020	1,665	7,685						

歳入合計	補正前 の 額	補正額	計	
	594,599	12,820	607,419	

歳出

第1款 後期高齡者医療広域連合納付金 第1項 後期高齡者医療広域連合納付金

		乙派四次迁									
第1項	後期高齢:	者医療広域	連合納付金								(単位 千円)
				補	正額の	財源内	訳	1	節		
目	補正前	補正額	計		<u> 寺 定 財 🧎</u>	原	- 般			説	明
	の額	III III IIX	1	国 県 支出金	地方債	その他	財源	区分	金 額	ше	91
1 後期高齢 者医療広 域連合納 付金	593,808	12,828	606,636			12,828		18 負担金補 助及び交 付金		保険料納付金 保険基盤安定負担金	<u>30,819</u> △ 17,991
計	593,808	12,828	606,636			12,828					

第2款 諸支出金

第2項	繰出金										(単位 千円)
				補	正額の	財源内	訳		節		
目目	補正前	補正額	計	#	寺 定 財 🥻	原	一 般			説	明
	の額	计计工作员	п	国県	地方債	その他	財源	区分	金 額	<u>п</u> ль	-91
				支出金	-677 (X	()	741 1115				
1								27			
一般会計	241	△ 8	233			△ 8		繰出金	△ 8	督促手数料	
繰出金											
計	241	△ 8	233			△ 8					

								(単位 十円)
				補	正額の	財源内	訳	
	補正前	補正額	計	特	身定 財 🥻	原	一 般	
歳出合計	の額	州止识	П	国 県 支出金	地方債	その他	財源	
	594,599	12,820	607,419			12,820		

令和2年度

むつ市介護保険特別会計

補正予算書

むっ市

令和2年度むつ市介護保険特別会計補正予算

令和2年度むつ市介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,518千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ6,753,824千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月25日提出 むつ市長 宮 下 宗 一 郎

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳 入 (単位 千円)

		į	款						IJ	頁			補正前の額	補正額	計
1	保		険		料								1,226,315	△4,136	1,222,179
						1	介	護		保	険	料	1,226,315	△4,136	1,222,179
4	玉	庫	支	出	金								1,610,996	15,422	1,626,418
						2	国	庫	Ī	補	助	金	478,265	15,422	493,687
8	繰		入		金								1,227,805	△3,768	1,224,037
						1	_	般	会	計	繰入	金	1,037,102	5,670	1,042,772
						2	基	金		繰	入	金	190,703	△9,438	181,265
					歳	入		合	計				6,746,306	7,518	6,753,824

2. 歳 出 (単位 千円)

		款				項			補正前の額	補正額	計
1	総	務	費						110,366	7,370	117,736
				1 総	務	管	理	費	1,420	7,370	8,790
2	保険	1 給 付	寸 費						6,129,923	0	6,129,923
				1 介	護・サ	ービ	ス等	渚 費	5,633,440	0	5,633,440
				2 介	護 予 防	უ — ხ	ごス等	諸費	94,241	0	94,241
				3 そ	の	他	諸	費	6,164	0	6,164
				4 高	額介護	も サー	・ビス	等 費	166,483	0	166,483
				5 特	定入所者	かきまた かっぱん かいまい かいまい おいまい おいまい しょう かいしょう かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい ひょう はいしょう かいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい	ナービス	等費	303,976	0	303,976
				6 高	額医療合	算介護	サービス	等費	15,619	0	15,619
3	地域	支援事	業費						278,970	0	278,970
				1 介	護予防・生	活支援力	ナービス	事業費	143,503	0	143,503
				2 —	般介	護 予	防事	業費	17,396	0	17,396
				3 包	括的支援	事業費	・任意事	業費	117,329	0	117,329
				4 そ	の	他	諸	費	742	0	742
7	諸 :	支出	金						129,061	148	129,209
				1 償	還 金 及	び還	付 加 算	金	129,061	148	129,209
			歳	出	合 :	†			6,746,306	7,518	6,753,824

介 護 保 険 特 別 会 計 補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 保 険 料	1,226,315	△4,136	1,222,179
2 分担金及び負担金	26,406	0	26,406
3 使用料及び手数料	200	0	200
4国庫支出金	1,610,996	15,422	1,626,418
5 支 払 基 金 交 付 金	1,723,017	0	1,723,017
6 県 支 出 金	931,533	0	931,533
7 財 産 収 入	21	0	21
8 繰 入 金	1,227,805	△3,768	1,224,037
9 諸 収 入	13	0	13
歳入合計	6,746,306	7,518	6,753,824

(歳 出)

								補正予算額	の財源内訳	
	Į	款		補正前の 予算額	補正予算額	計		特定財源		一般財源
							国·県支出金	地方債	その他	刊文 只小 //示
1	総	務 3	貴	110,366	7,370	117,736	1,700		5,670	
2	保 険	給付	貴	6,219,923	0	6,219,923	4,136			△4,136
3	地域支	え 援事業領	貴	278,970	0	278,970	9,438			△9,438
4	財 政 基 金	安定侧拠出金	七金	1	0	1				
5	基金	積 立 郐	£	21	0	21				
6	公	債 强	貴	1,364	0	1,364				
7	諸 支	艺出 🕏	金	129,061	148	129,209	148			
8	予	備	曳	6,600	0	6,600				
	歳出	合 計		6,746,306	7,518	6,753,824	15,422	_	5,670	△13,574

歳入

第1款 保険料

第1項 介護保険料 (単位 千円)

77 7 7 II	E PRIOCITI					(丰屋 111)
目	補正前	補正額	計	節		説明
	の額	州业镇	п	区 分	金 額	נקי תם
1 第1号被保険 者保険料	1,226,315	△4,136	1,222,179	1 現年賦課分特 別徴収保険料	△3,878	現年賦課分特別徵収保険料
				2 現年賦課分普 通徴収保険料	△258	現年賦課分普通徴収保険料
計	1,226,315	△4,136	1,222,179			

第4款 国庫支出金 第2項 国庫補助金 (単位 千円)

男名項 国項	1. 相則金					(単位 十円)
Ш	補正前 の 額	補正額	計	節		説明
				区分	金 額	
1 調整交付金	384,157	1,714	385,871	1 現年度分	1,714	現年度分
5 介護保険保険 者努力支援交 付金	0	9,438	9,438	1 介護保険保険 者努力支援交 付金	9,438	介護保険保険者努力支援交付金
6 介護保険事業 費補助金	0	1,700	1,700	1 介護保険事務 処理システム 改修事業補助 金	1,700	介護保険事務処理システム改修事業補助金
7 介護保険災害 等臨時特例補 助金	0	2,570	2,570	1 介護保険災害 等臨時特例補 助金	2,570	介護保険災害等臨時特例補助金
計	478,265	15,422	493,687			

第8款 繰入金

第1項 一般会計繰入金 (単位 千円)

B	補正前	補正額	計	節		説明
	の額	州北镇	п	区分	金 額	וקפי זונם
4 その他一般会 計繰入金	216,824	5,670	222,494	1 事務費繰入金	5,670	事務費繰入金
計	1,037,102	5,670	1,042,772			

第8款 繰入金 第2項 基金繰入金 (単位 千円)

						(羊匠 111)
	補正前	補正額	計	節		説明
П	の額	州止钦	п	区 分	金 額	נקי טעם
1 財政調整基金 繰入金	190,703	△9,438	181,265	1 財政調整基金 繰入金	△9,438	財政調整基金繰入金
計	190,703	△9,438	181,265			

歳入合計	補正前 の 額	補正額	計	
	6,746,306	7,518	6,753,824	

第1款 総務費

第1項 総務管理費 (単位 千円)

					補正額の	財源内訳		節	i	
目	補正前	補正額	計		特定財源					説明
П	の額	州止钦	П	国·県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金 額	נקיי גועם
1 一般管理費	1,420	7,370	8,790	1,700		5,670		12 委託料	7,370	介護保険事務処理システム 改修業務委託料
計	1,420	7,370	8,790	1,700		5,670				

第2款 保険給付費

第1項 介護サービス等諸費

(単位 千円)

	サーレス寺に	1170								, -	117 -	1 1 1/
					補正額の	財源内訳		節	<u> </u>			
目	補正前	補正額	計		特定財源					説明	A	
Ħ	の額	無正領	āl	国•県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金 額	高光 9	Н	
1 居宅介護サービス給付費	2,535,286	0	2,535,286	1,687			△1,687			財源更正		
3 地域密着型介 護サービス給 付費	793,923	0	793,923	528			△528			財源更正		
5 施設介護サー ビス給付費	1,947,315	0	1,947,315	1,295			△1,295			財源更正		
7 居宅介護福祉 用具購入費	6,848	0	6,848	5			△5			財源更正		
8 居宅介護住宅 改修費	11,028	0	11,028	7			Δ7			財源更正		
9 居宅介護サー ビス計画給付 費	339,036	0	339,036	225			△225			財源更正		
計	5,633,440	0	5,633,440	3,747			△3,747					

第2款 保険給付費

第2項 介護予防サービス等諸費

											(TE 113)
					補正額の	財源内訳		節	i		
B	補正前	補正額	計		特定財源					説	明
п	の額	用业银	п	国•県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金 額	武	97
1 介護予防サー ビス給付費	68,736	0	68,736	46			△46			財源更正	
3 地域密着型介 護予防サービ ス給付費	4,858	0	4,858	3			∆3			財源更正	

第2款 保険給付費

第2項 介護予防サービス等諸費

(単位 千円)

77 7 J D	2 1 193 7 -	八寸叩只									(平四	1 1 1/
					補正額の			節	İ			
目	補正前	補正額	計		特定財源					説	明	
	の額	加工設	п	国•県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	B)L	91	
5 介護予防福祉 用具購入費	1,406	0	1,406	1			Δ1			財源更正		
6 介護予防住宅 改修費	6,189	0	6,189	4			Δ4			財源更正		
7 介護予防サー ビス計画給付 費	13,049	0	13,049	9			△9			財源更正		
計	94,241	0	94,241	63			△63					

第2款 保険給付費

第3項 その他諸費

(単位 千円)

×10- × 4-1											(TE 11)
					補正額の	財源内訳		節	İ		
目	補正前	補正額	計		特定財源					説	明
п	の額	無正色	āl	国•県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	記	97
1 審査支払手数 料	6,164	0	6,164	3			Δ3			財源更正	
計	6,164	0	6,164	3			Δ3				

第2款 保険給付費

第4項 高額介護サービス等費

(単位 千円)

	K/1										(+ 111)
					補正額の	財源内訳		節	i		
目	補正前	補正額	計		特定財源					説	明
п	の額	無正色	П	国•県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金 額	記	197
1 高額介護サー ビス費	166,482	0	166,482	111			Δ111			財源更正	
計	166,483	0	166,483	111			Δ111				

第2款 保険給付費

第5項 特定入所者介護サービス等費

					補正額の	財源内訳		節	i	
目	補正前	補正額	計		特定財源					説明
п	の額	無正色	П	国•県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金 額	מלי זה
1 特定入所者介 護サービス費	303,731	0	303,731	202			Δ202			財源更正
計	303,976	0	303,976	202			△202			

第2款 保険給付費

第6項 高額医療合算介護サービス等費

(単位 千円)

71.0 X 1011	2000年7		,, ,,,,								(平位	1 1 1/
					補正額の	財源内訳		節	İ			
目	補正前	補正額	計		特定財源					説	明	
п	の額	佣止负	āl	国•県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金 額	品元	93	
1 高額医療合算 介護サービス 費	15,618	0	15,618	10			△10			財源更正		
計	15,619	0	15,619	10			Δ10					

第3款 地域支援事業費

第1項 介護予防・生活支援サービス事業費

(単位 千円)

210 · 20 21 H2	K 1 191 10 2	~ · · ·	ナベス								(+ 1-7	
					補正額の	財源内訳		節	i			
目	補正前	補正額	計		特定財源					説	明	
п	の額	無正領	āl	国•県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	品元	97	
1 介護予防・生 活支援サービ ス事業費	124,925	0	124,925	4,285			△4,285			財源更正		
2								/	/			
介護予防ケア マネジメント事	18,578	0	18,578	665			△665			財源更正		
業費												
+	143,503	0	143,503	4,950			△4,950					

第3款 地域支援事業費 第2項 一般介護予防事業費

(単位 千円)

为4块 加	以儿或了例书	木貝									(半四	十四)
					補正額の	財源内訳		節	i			
目	補正前	補正額	計		特定財源					説	明	
п	の額	神正叔	āΙ	国·県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金 額	記	95	
1 一般介護予防 事業費	17,396	0	17,396	595			△595			財源更正		
十	17,396	0	17,396	595			△595					

第3款 地域支援事業費

第3項 包括的支援事業費・任意事業費

		A 17/05/7/	1,70								_ F	,
					補正額の	財源内訳		節	i			
目	補正前	補正額	計		特定財源					説	明	
	の額	州业镇	п	国·県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金 額	D.T.	ייי	
3 包括的・継続 的ケアマネジ メント支援事 業費	76,723	0	76,723	2,545			△2,545			財源更正		
4 任意事業費	17,778	0	17,778	617			△617			財源更正		

第3款 地域支援事業費

第3項 包括的支援事業費・任意事業費

(単位 千円)

Alock Cil		又 工心于不	`,,							1	(十四 111)
					補正額の	財源内訳	_	節			
目	補正前	補正額	計		特定財源					説	明
П	の額	用业银	п	国•県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	DJC.	דקי
5 在宅医療・介 護連携推進事 業費	6,894	0	6,894	232			△232			財源更正	
6 生活支援体制 整備事業費	9,328	0	9,328	308			△308			財源更正	
7 認知症総合支 援事業費	4,960	0	4,960	166			△166			財源更正	
計	117,329	0	117,329	3,868			△3,868				

第3款 地域支援事業費

第4項 その他諸費

(単位 千円)

212 22 4 11											(TE 11)
					補正額の	財源内訳		節	i		
目	補正前	補正額	計		特定財源					説	明
п	の額	神正色	н,	国·県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金 額	記	197
1 審査支払手数 料	742	0	742	25			△25			財源更正	
1	742	0	742	25			△25				

第7款 諸支出金

第1項 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

					補正額の	財源内訳		節	i		
目	補正前	補正額	計		特定財源					説	明
	の額	THI LER	п	国•県 支出金	地方債	その他	一般財源	区 分	金 額	BAL	91
1 保険料還付金	1,005	148	1,153	148				22 償還金利子 及び割引料	148	保険料還付金	
計	129,061	148	129,209	148							

				補正額	핡		補正額の	財源内訳		
			補正前			特定財源				
歳	出	合:	の額			国·県 支出金	地方債	その他	一般財源	
			6,746,306	7,518	6,753,824	15,422		5,670	△13,574	

令和2年度

む つ 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書

むっ市

令和2年度むつ市一般会計補正予算

令和2年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,950千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ44,156,386千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位 千円)

		款					項		補正前の額	補 正 額	計
18.	寄	附	金						193, 300	4, 950	198, 250
				1.	寄		附	金	193, 300	4, 950	198, 250
		歳	入	合		計			44, 151, 436	4, 950	44, 156, 386

2. 歳 出

		款				J	頁			補正前の額	補正額	計
10.	教	育	費							3, 620, 499	4, 950	3, 625, 449
				4.	社	会	教	育	費	410, 246	4, 950	415, 196
		歳	出	f	<u> </u>	計				44, 151, 436	4, 950	44, 156, 386

一般会計補正予算に関する説明書

(歳 入) (単位 千円)

\ MS	y. /\/			(十四 111)
	款	補正前の予算額	補正予算額	計
1.	市税	5, 748, 575	0	5, 748, 575
2.	地 方 譲 与 税	260, 000	0	260, 000
3.	利 子 割 交 付 金	9, 100	0	9, 100
4.	配 当 割 交 付 金	30, 000	0	30, 000
5.	株式等譲渡所得割交付金	9, 455	0	9, 455
6.	法 人 事 業 税 交 付 金	28, 800	0	28, 800
7.	地 方 消 費 税 交 付 金	1, 300, 000	0	1, 300, 000
8.	環境性能割交付金	35, 600	0	35, 600
9.	国 有 提 供 施 設 等 所 在市 町 村 助 成 交 付 金	85, 467	0	85, 467
10.		34, 529	0	34, 529
11.	地 方 交 付 税	10, 550, 000	0	10, 550, 000
12.	交通安全対策特別交付金	3, 700	0	3, 700
13.	分 担 金 及 び 負 担 金	129, 134	0	129, 134
14.	使 用 料 及 び 手 数 料	229, 647	0	229, 647
15.	国 庫 支 出 金	13, 192, 988	0	13, 192, 988
16.	県 支 出 金	2, 825, 028	0	2, 825, 028
17.	財 産 収 入	112, 156	0	112, 156
18.	寄 附 金	193, 300	4, 950	198, 250
19.	繰 入 金	1, 835, 426	0	1, 835, 426
20.	諸 収 入	2, 420, 878	0	2, 420, 878
21.	市 債	4, 936, 300	0	4, 936, 300
22.	繰 越 金	181, 353	0	181, 353
	歳入合計	44, 151, 436	4, 950	44, 156, 386

(歳 出) (単位 千円)

				補正前の				補正予算額	の財源内訳	
		款			補正予算額	計	特	定財	源	一般財源
				予 算 額			国県支出金	地方債	その他	川又只加木
1.	議	会	費	239, 617	0	239, 617				
2.	総	務	費	4, 110, 027	0	4, 110, 027				
3.	民	生	費	15, 792, 823	0	15, 792, 823				
4.	衛	生	費	4, 146, 971	0	4, 146, 971				
5.	労	働	費	34, 377	0	34, 377				
6.	農	林水産業	費	836, 667	0	836, 667				
7.	商	I	費	1, 651, 460	0	1, 651, 460				
8.	±	木	費	1, 499, 967	0	1, 499, 967				
9.	消	防	費	1, 833, 104	0	1, 833, 104				
10.	教	育	費	3, 620, 499	4, 950	3, 625, 449			4, 950	
11.	公	債	費	5, 545, 799	0	5, 545, 799				
12.	諸	支 出	金	4, 815, 125	0	4, 815, 125				
13.	予	備	費	25, 000	0	25, 000				
	歳	出 合 計	-	44, 151, 436	4, 950	44, 156, 386			4, 950	

歳入

第18款 寄附金

第1項	寄附金							(単位	千円)
目	補正前	補正額	計	Î	布	説	明		
П	<i>の</i> 額	州山田	п	区分	金額	JL	נפי		
2 教育費寄附 金	0	4, 950	4, 950	1 社会教育費 寄附金	4, 950	新型コロナウイルス感染症対策費寄附金			
計	193, 300	4, 950	198, 250						

歳入合計	補正前 の 額	補正額	計	
	44, 151, 436	4, 950	44, 156, 386	

歳出

第10款 教育費 第4項 社会教育費

(単位 千円) 補 正 額 の 財 源 内 訳 補正前 の 額 財 補正額 目 計 説 明 金 額 区 分 国県 財 地方債 その他 源 支出金 5 新型コロ ナウイル ス感染症 対策費 4,950 成人式新型コロナウイル ス感染症対策事業費 需用費 3, 299 4, 950 8, 249 4, 950 計 410, 246 4, 950 415, 196 4, 950

(単位 千円)

				補正	額の	財 源	内	訳	(平位)	1 3
	補正前	補正額	計	特	定財	源		般		
歳出合計	の額	西山田	п	国 県 支出金	地方債	その他	財	源		
ı	44, 151, 436	4, 950	44, 156, 386			4, 950				

むつ市議会第246回定例会

条例の一部改正議案参考資料新旧対照表(2)

国 次

議案第93号	むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表	1
議案第94号	むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関 する条例の一部を改正する条例新旧対照表	5
議案第95号	むつ市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表	7
議案第96号	むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表	9

議案第93号参考資料

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

案 現 行 改 īF

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して|第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して 課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイ に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合 には、63万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及 びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える 場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲 げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合に は、17万円)の合算額とする。

法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 4 3 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及 び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条 の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第 28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得 控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55 万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び 公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する 総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所 得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年

(国民健康保険税の減額)

課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイ に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合 には、63万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及 びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える 場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲 げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合に は、17万円)の合算額とする。

法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円を超えない世帯に係る納税義務者

齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア~オ (略)

法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及 び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあって は、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じ て得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につ き285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 号に該当する者を除く。)

ア~オ (略)

法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及 び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあって は、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じ て得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につ き52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該 当する者を除く。)

ア~オ (略)

ア~オ (略)

法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除 く。)

ア~オ (略)

法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算し た金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア~オ (略)

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

議案第94号参考資料

むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

 改
 正
 案
 現

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の 規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に 関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)<u>第25条</u>に規 定する承認地域経済牽引事業(以下「承認地域経済牽引事業」という。)の ために設置される施設に係る固定資産税の特別措置について必要な事項を定 めるものとする。

(課税免除)

第2条 法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本計画の同意(当該同意が令和3年3月31日までに行われたものに限る。)の日(以下「同意日」という。)から起算して5年を経過する日までの期間内に、承認地域経済牽引事業のための施設(以下「対象施設」という。)で次に掲げる要件に該当するもの(以下「適用対象施設」という。)を同条第2項第1号に規定する促進区域内に設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、適用対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該適用対象施設の用に供する部分に限るものとし、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号。以下「総務省令」という。)第3条第2号に規定する事務所等に係るものを除く。)又はこれらの

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の 規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に 関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)<u>第24条</u>に規 定する承認地域経済牽引事業(以下「承認地域経済牽引事業」という。)の ために設置される施設に係る固定資産税の特別措置について必要な事項を定 めるものとする。

(課税免除)

第2条 法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本計画の同意(当該同意が平成33年3月31日までに行われたものに限る。)の日(以下「同意日」という。)から起算して5年を経過する日までの期間内に、承認地域経済牽引事業のための施設(以下「対象施設」という。)で次に掲げる要件に該当するもの(以下「適用対象施設」という。)を同条第2項第1号に規定する促進区域内に設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、適用対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該適用対象施設の用に供する部分に限るものとし、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号。以下「総務省令」という。)第3条第2号に規定する事務所等に係るものを除く。)又はこれらの

敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の課税を免除する。

· (略)

敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の課税を免除する。

· (略)

議案第95号参考資料

むつ市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改	正	案		現	行
(設置)			(設置	i)	
第1条 社会福	祉法(昭和26年法律第45号)の規	見定に基づき、市の地域福	第1条	社会福祉法(昭和26年法律第45	号)の規定に基づき、市の地域福
祉計画を <u>策</u> 定	<u>し、及びその実施を推進するため</u> 、を	じつ市地域福祉計画策定委	祉計画	īを <u>策定するため</u> 、むつ市地域福祉計	画策定委員会(以下「委員会」と
員会(以下「	委員会」という。)を置く。		いう。)を置く。	
(所掌事務)			(所掌	事務)	
第2条 委員会	は、市長の諮問に応じ、 <u>次に掲げる</u>	事項について調査審議す	第2条	委員会は、市長の諮問に応じ、 <u>地域</u>	<u> </u>
<u>る</u> 。			必要な	:審議をし、その結果を答申する _。	
地域福祉	計画の策定及び変更に関すること。				
<u>地域福祉</u>	:計画の評価及び進行管理に関すること				
<u>前2号に</u>	:掲げるもののほか、地域福祉の推進に	<u>に関すること。</u>			
(委員)			(委員	1)	
第4条 委員局	、次に掲げる者のうちから市長が委嘱	属する。	第4条	委員は、次に掲げる者のうちから市	ī長が委嘱する。
~ (暗	})		~	(略)	
公募によ	る市民				
2 (略)			2 (略	})	
3 委員の任期	月は、3年とし、再任を妨げない。た	だし、補欠の委員の任期	3 委員	は、第2条の規定による答申を終	えたときは、解嘱されるものとす
は、前任者の	残任期間とする。		<u>る。</u>		
4 (略)			4 (略	()	

議案第96号参考資料

むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改	正		案		現				行
別表(第2条	関係)			叧	刂表(第2条	関係)			
,	5 用 物 件	占 用	米斗			占 用 物 件	占	用	米斗
	1 H3 170 1 1 1	単 位	金額		F	1 用 视 针	単	位	金 額
法第32 条第1項	第1種電柱	1 本につき 1 年	420円		法第32 条第1項	第1種電柱	1本につき1:	年	300円
第1号に掲げる工	第2種電柱		650円		第1号に	第2種電柱			470円
作物	第3種電柱		880円		作物	第3種電柱			630円
	第1種電話柱		380円			第1種電話柱			270円
	第2種電話柱		610円			第2種電話柱			440円
	第3種電話柱		830円			第3種電話柱			600円
	その他の柱類		38円			その他の柱類			27円
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メートルに つき1年	<u>4円</u>			共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メート。 つき1年	ルに	<u>3円</u>
	地下に設ける電線その他の線 類		(略)			地下に設ける電線その他の線類			(略)
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370円			路上に設ける変圧器	1個につき1:	年	270円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ	230円			地下に設ける変圧器	占用面積1平	方メ	160円

		ートルにつき 1 年				ートルにつき 1 年	
	変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	1個につき1年	760円		変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	1個につき1年	5 4 0 円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		320円		郵便差出箱及び信書便差出箱		230円
	広告塔	表示面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	960円		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	670円
	その他のもの	占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	760円		その他のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	5 4 0 円
法第32 条第1項 第2号に	外径が0.07メートル未満 のもの	長さ1メートルに つき1年	16円	法第32 条第1項 第2号に	外径が0.07メートル未満 のもの	長さ 1 メートルに つき 1 年	11円
掲げる物件	外径が 0 . 0 7 メートル以上 0 . 1 メートル未満のもの		<u>23円</u>	男と号に 掲げる物 件	外径が 0 . 0 7 メートル以上 0 . 1 メートル未満のもの		16円
	外径が 0 . 1 メートル以上 0 . 1 5 メートル未満のもの		<u>34円</u>		外径が 0 . 1 メートル以上 0 . 1 5 メートル未満のもの		2 4 円
	外径が 0 . 1 5 メートル以上 0 . 2 メートル未満のもの		<u>45円</u>		外径が 0 . 1 5 メートル以上 0 . 2 メートル未満のもの		33円
	外径が 0 . 2 メートル以上 0 . 3 メートル未満のもの		<u>68円</u>		外径が 0 . 2 メートル以上 0 . 3 メートル未満のもの		49円
	外径が 0 . 3 メートル以上 0 . 4 メートル未満のもの		<u>91円</u>		外径が 0 . 3 メートル以上 0 . 4 メートル未満のもの		65円
	外径が 0 . 4 メートル以上 0 . 7 メートル未満のもの		160円		外径が 0 . 4 メートル以上 0 . 7 メートル未満のもの		110円
	外径が 0 . 7 メートル以上 1 メートル未満のもの		230円		外径が 0 . 7 メートル以上 1 メートル未満のもの		160円

1	I		i	1
	外径が1>	メートル以上のもの		450円
法第32条 げる施設	系第1項第3	3号及び第4号に掲	占用面積1平方メ ートルにつき1年	760円
法第32 条第1項 第6号に		日その他の催しに際 りに設けるもの	占用面積1平方メ ートルにつき1日	<u>10円</u>
掲げる施設	その他のも	ಕ の	占用面積1平方メ ートルにつき1月	96円
道路法施 行令(昭 和27年	看板(ア ーチであ るものを	一時的に設けるも の	表示面積1平方メ ートルにつき1月	96円
和 2 7 年 政 令 第 4 7 9 号。以下		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960円
「令」と	標識		1本につき1年	610円
第7条第 1号に掲 げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	1本につき1日	10円
		その他のもの	1 本につき 1 月	96円
	幕(令第 7条第4 号に掲げ る工事用	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	その面積 1 平方メ ートルにつき 1 日	10円
	施設であ るものを 除く。)	その他のもの	その面積 1 平方メ ートルにつき 1 月	96円
	アーチ	車道を横断するも の	1基につき1月	960円

1	I		İ	ı .
	外径が12	メートル以上のもの		330円
法第32急 げる施設	系第1項第3	3号及び第4号に掲	占用面積1平方メ ートルにつき1年	540円
法第32 条第1項 第6号に		日その他の催しに際 りに設けるもの	占用面積1平方メ ートルにつき1日	<u>7円</u>
掲げる施設	その他のも	5の	占用面積1平方メ ートルにつき1月	67円
道路法施 行令(昭 和27年	看板(ア ーチであ るものを	一時的に設けるも の	表示面積1平方メ ートルにつき1月	67円
和 2 7 年 政 令 第 4 7 9 号。以下	除(。)	その他のもの	表示面積1平方メ ートルにつき1年	670円
「令」と	標識		1本につき1年	440円
いう。) 第7条第 1号に掲 げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	1本につき1日	<u>7円</u>
		その他のもの	1本につき1月	67円
	幕(令第 7条第4 号に掲げ る工事用	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	その面積1平方メ ートルにつき1日	<u>7円</u>
	施設であ るものを 除く。)	その他のもの	その面積1平方メ ートルにつき1月	67円
	アーチ	車道を横断するも の	1基につき1月	670円

		その他のもの		480円
令第7条第	92号に掲げ	ずる工作物	占用面積1平方メ ートルにつき1年	760円
令第7条第	3号に掲げ	ずる施設		<u>A に0.033</u> <u>を乗じて得</u> <u>た額</u>
	94号に掲げる]	ずる工事用施設及び □事用材料	占用面積1平方メ ートルにつき1月	96円
	96号に掲げる旅	ずる仮設建築物及び 西設		76円

	I i			1
		その他のもの		340円
令第7条第	第2号に掲げ	ずる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	540円
令第7条第	第3号に掲げ	ずる施設		A に0.034 を乗じて得 た額
	第4号に掲け 号に掲げる]	ずる工事用施設及び □事用材料	占用面積1平方メ ートルにつき1月	67円
	第6号に掲げる旅号に掲げる旅	ずる仮設建築物及び 西設		<u>54円</u>

備考 (略)

備考 (略)